

~いのちと地域を守るために~

減災対策・災害支援は 組合の社会的役割

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災は岩手・宮城・福島県を始めとする東日本の広域にわたり甚大な被害をもたらしました。死者・行方不明者あわせて約2万人もの尊い命が奪われ、被災地では多くの住民が家や職場・生業を失いました。全建総連の仲間も67人の組合員が亡くなり、行方不明が1人、また、家族も185人が亡くなり、行方不明1人が被害にあいました。

東日本大震災以降、日本は不安定な状態にあり、震災前に比べ地震のリスクが高まっています。特に、東海地震、東南海地震、南海地震の発生確率は30年以内に東海地震が88%、東南海地震が70~80%程度、南海地震が60%程度でマグニチュード8を超える巨大地震が起きると予測されています。3つの地震が連動する南海トラフ巨大地震が起きた場合には、関東・東海・近畿・中国・四国・九州にかけて巨大な津波と揺れが襲い、東日本大震災を超える被害が懸念されています。加えて、大規模災害は地震だけではありません。2011年には台風12号により100人もの死者・行方不明者を出すなど、大規模災害はいつどこで起きるかわかりません。

避けられない地震等の大規模災害に対して私たち建設労働組合・建設職人が やるべきことは、第1に被害を軽減させる減災の体制づくり、第2には発生直後 の救援体制づくり、第3に復旧・復興体制づくりです。

地域に根差して活動する私たち建設労働組合・建設職人は災害からいのちと 住まいを守り、地域に貢献する社会的役割があります。全建総連は阪神・淡路 大震災や新潟県中越地震、東日本大震災の際には発生後すぐに支援対策本部を 立ち上げ、全国の仲間の協力を得て復旧・復興支援に取り組み、被災した仲間 と被災住民の支援を行いました。

地域の住民が安全で安心して暮らせるために、私たち建設労働組合・建設職人の力を発揮し、自治体や他団体とも連携を深めながら、住宅の耐震化などの減災対策や住宅の応急修繕などの災害支援活動を組合活動の柱に位置付けた取り組みが求められます。

今回、災害時の被害を軽減するために平時にいかに備えるべきか、また災害時に組合は何を行うべきか、そして迅速に対応するために平時にどのような準備を行うべきかについて要点をまとめましたので、各組合での体制づくりにお役立てください。

【第	1 音	ß] j	過去の大規模災害と支援活動の経験、今後の地震予測	4
	1.	東E]本大震災と阪神・淡路大震災の被害状況と特徴	4
			東日本大震災と阪神・淡路大震災の被害状況	
			東日本大震災と阪神・淡路大震災の被害の特徴	
			1) 死亡原因	• 4
			2) 住宅被害	5
	2.	大規	見模災害での全建総連の支援活動······	5
		(1)	阪神・淡路大震災の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		(2)	新潟県中越地震の対応	6
		(3)	東日本大震災の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	3	今後	後の地震予測	7
	Ο.	713	①2000年以降に発生した震度6弱以上の地震	
			②今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布	
			③主な海溝型地震の評価結果	
			④主要活断層の評価結果 ·······	
			⑤南海トラフの巨大地震による最大クラス地震分布	
			⑥南海トラフの巨大地震による被害想定	11
「笙	2=	R1 -	大規模災害に備えた取り組み ·······	-13
[SI]				
	1.			
			耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		(2)	国・自治体の耐震化促進の施策	
			1) 国の耐震化の目標 ····································	
			2) 耐震化による減災効果	
			4) 耐震改修工事の費用と予算	
			5) 耐震化を促進するための支援策 ····································	
		(3)		
			1) 耐震改修の負担軽減のために ····································	
			①耐震改修の補助制度の創設・拡充	
			②耐震改修の補助手続きの簡素化	
			③安全で安価な耐震改修工法の開発支援と耐震改修事例の紹介	
			④いのちを守るための現実的な耐震改修2) 各自治体への要請行動	
		(4)		
		` '		
	2.		3・復興に向けた取り組み ·······	
		(1)	自治体との災害協定	25
			1)組合と自治体との災害協定の締結状況	
			2) 大規模災害後の組合の災害協定への対応 ····································	
		(0)	3) 災害協定に備えた平時における対応	
		(2)	全木協が進める都道府県との応急仮設木造住宅建設の災害協定 1) 応急仮設木造住宅建設の災害協定の締結状況	
			2) 全木協の応急仮設木造住宅建設のスキーム	
			3) 地元組合の平時の準備と震災後の対応	

	(3)	被災住宅に対する支援34
		1)被災建築物の判定と罹災証明34
		①被災建築物応急危険度判定34
		②罹災証明(家屋の財産的被害程度の認定)35
		2) 災害救助法による救助~住宅の応急修理35
		3)被災者生活再建支援制度〜住宅の再建に対する支援金40
【第3音	ß】 絲	祖合の救援体制づくりと支援活動、平時の備え42
1.	災害	誤時の活動体制の構築と支援活動42
	(1)	被災状況の把握と支援対策本部設置の判断42
		1) 全建総連42
		2) 現地組合42
	(2)	対策本部の設置、支援活動43
		1) 全建総連43
		①対策本部の構成、事務所機能の場所の決定43
		②現地組合と連携しながら支援活動内容の検討・決定、全国的な支援活動体制の構築・・・43
		③復興支援ボランティア活動の実施 ····································
		④関係省庁等への連絡、要請47⑤支援活動等を全国に発信、災害見舞申請の受付・支給48
		② 又振治動寺を主国に来信、火舌兒舜中調の支内・文品
		①対策本部の設置、事務所機能の場所の決定 ·························48
		②被災した全ての組合員・家族の安否確認と被災状況の把握、被災者への情報提供など・・・48
		③全建総連支援対策本部と連携しながら、被災者の実情に応じた支援内容の検討・決定・・・49
		④全国からの支援受け入れ態勢の構築と被災者への物資支援、見舞金等の受付・支給・・・49
		⑤自治体等への要請など
2	平時	トの備え、日常的な体制の整備 51
		災害時を想定した事務局体制(災害対策本部体制)の検討、行動マニュアル作り…51
	(2)	緊急時の連絡体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
	(2)	1) 連絡ルートの確立 ····································
		2) 連絡手段(緊急連絡網)の整備
		~仲間の携帯電話(スマートフォン)の番号登録を進めよう~52
	(3)	組合事務所の災害対策
	(-)	1) 建物対策
		2) 屋内対策
		①ロッカー等の転倒防止対策をしておく ·······53
		②避難路を確保する
		③重要書類の整理・保管、非常持ち出し品の準備53
	(4)	緊急用品の備蓄(食料・資機材等)
	(5)	災害ボランティア活動の登録運動 55
	(6)	組合員・家族の防災活動の意識・行動力を高める取り組み56
		1) 防災訓練の実施
		2) 救命講習の受講
		3) 防災マップ等を活用して地域の特性や危険性の理解を深めよう58
		4) 災害時の心得 (いざという時に、あわてないために)
		①地震発生時の対応
		②非常持ち出し品の整理、緊急用品の備蓄
		③家族で防災会議、減災対策60

●第1部●

過去の大規模災害と支援活動の経験、 今後の地震予測

東日本大震災と阪神・淡路大震災の被害状況と特徴

(1) 東日本大震災と阪神・淡路大震災の被害状況

	東日本大震災	阪神・淡路大震災
地震規模	M9.0	M7.3
最大震度	7	7
死者・行方不明者	20,960人	6,432人
負傷者	6,194人	43,792人
避難者	410,000人	350,000人
住宅被害(全壊)	129,391棟	104,906棟
住宅被害(半壊)	265,096棟	144,274棟
住宅被害(全焼)	279棟	6,148棟

(2) 東日本大震災と阪神・淡路大震災の被害の特徴

1) 死亡原因

東日本大震災は津波による被害が大きかったため溺死による死者が9割以上を占め、阪 神・淡路大震災では建物の倒壊等による圧死が8割以上を占めました。

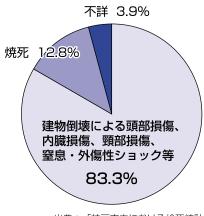
東日本大震災における死因

(岩手県·宮城県·福島県) (平成23年4月11日現在)



(警察庁資料より内閣府作成)

阪神・淡路大震災における死因



出典:「神戸市内における検死統計」 (兵庫県監察医、平成7年)

2) 住宅被害

東日本大震災では、津波の被害を受けなかった市 街地では倒れた家屋は少なく、屋根瓦など軽微な被 害が大半でした。一方、阪神・淡路大震災では揺れ による建物の倒壊や1階が崩れたり、傾く被害が多 く発生しました。

また、東日本大震災では、津波と液状化による被害が大きく、液状化は内陸部や東京湾等、広範囲に生じました。



阪神・淡路大震災で倒壊した住宅



東日本大震災で津波で押し流された家屋



東日本大震災での液状化による被害

2 大規模災害での全建総連の支援活動

全建総連は大規模災害時に、被災組合と組合員を支援するとともに労働組合の社会的役割を果たすために地域の復旧・復興支援に取り組むとともに、大震災に伴って生まれる木造住宅と地域工務店などに対する間違った不安や不信の払拭、大手住宅メーカーなどの圧倒的な被災地の住宅市場に対する攻勢から地域工務店などの市場を守るために、災害支援活動に取り組んできました。

(1) 阪神・淡路大震災の対応

救援募金	4億1,312万8,029円
支援物資	ブルーシート7,000枚、カセットコンロ2,300台、ガスボンベ2万2,000個 など
木造住宅工事相談セ	全国より264人(36県連・組合) の仲間が木造住宅工事相談センター で従事



木造住宅工事相談センターで従事する仲間



ボランティア活動で高齢者宅の住宅修繕を行う仲間

(2) 新潟県中越地震の対応

救援募金	3,427万58円
住宅復興支援ボランティア活動	高齢者や障害者を中心に比較的被災程度の軽い住宅の修繕と住宅診断。500人(10県連・組合)超の仲間が参加し、修繕工事157件を実施。

(3) 東日本大震災の対応

救援募金	3億4,990万186円
支援物資	生活支援物資、建設資材、工具類など167品目以上95,346点 (※ブルーシート6,037枚、カセットコンロ264台、カセットボ ンベ1,730本、電動丸鋸365台、インパクトドライバー233 台、カイロ5,756枚 など)
復興支援ボラ ンティア活動	岩手県内で住宅相談と被災程度が軽微(浸水被害、地震による損傷) な住宅を修繕。 120人(6県連・組合)の仲間が参加し、住宅相談104件、修繕工 事87件を実施。
応急仮設木造 住宅の建設	全建総連と工務店サポートセンター、日本建築士会連合会の3団体で応急仮設木造住宅建設協議会を設立し、福島県内にて応急仮設木造住宅を建設。 591人(23県連・組合)の仲間が参加し、584戸の応急仮設木造住宅を建設。



全国から寄せられた大工道具の被災地の仲間への引き渡し



応急仮設木造住宅の建設に励む仲間

3 今後の地震予測

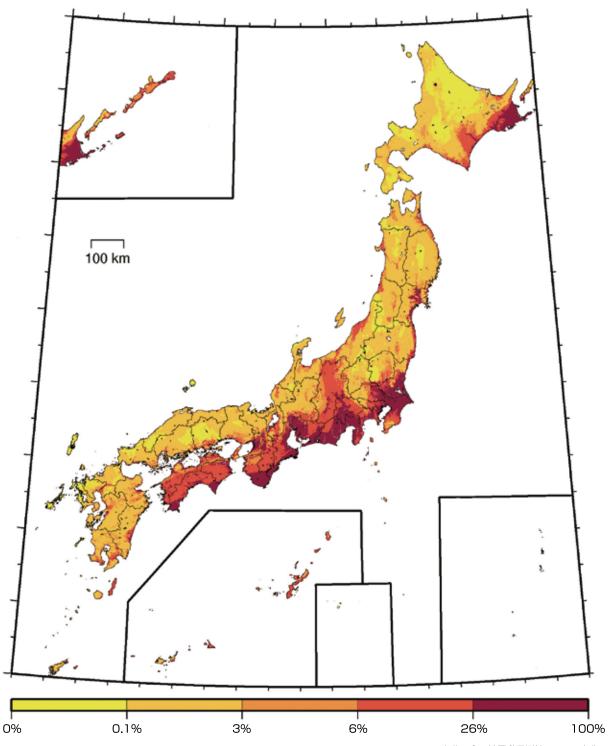
①2000年以降に発生した震度6弱以上の地震

発	 送生日	震源地	マグニチュード	最大震度	
2011年	4月12日	福島県浜通り	M6.3	6弱	
	4月11日	福島県浜通り	M7.1	6弱	
	4月7日	宮城県沖	M7.4	6強	
	3月15日	静岡県東部	M6.0 6強		
	3月12日	新潟県中越地方	M5.3	6弱	
	3月12日	新潟県中越地方	M5.8	6弱	
	3月12日	長野県北部	M6.6	6強	
	3月11日	茨城県沖	M7.4	6弱	
	3月11日	東北地方太平洋沖	M9.0	7	
2009年	8月11日	駿河湾	M6.5	6弱	
2008年	7月24日	岩手県沿岸北部	M6.8	6弱	
	6月14日	岩手県内陸南部	M7.2	6強	
2007年	7月16日	新潟県中越沖	M5.8	6弱	
	7月16日	新潟県中越沖	M6.8	6強	
	3月25日	石川県能登半島沖	M6.9	6強	
2005年	8月16日	宮城県沖	M7.2	6弱	
	3月20日	福岡県西方沖	M7.0	6弱	
2004年	10月27日	新潟県中越地方	M6.1	6弱	
	10月23日	新潟県中越地方	M5.7	6弱	
	10月23日	新潟県中越地方	M6.5	6強	
	10月23日	新潟県中越地方	M6.0	6強	
	10月23日	新潟県中越地方	M6.8	7	
2003年	9月26日	北海道十勝沖	M7.1	6弱	
	9月26日	北海道十勝沖	M8.0	6弱	
	7月26日	宮城県中部	M5.5	6弱	
	7月26日	宮城県中部	M6.4	6強	
	7月26日	宮城県中部	M5.6	6弱	
	5月26日	宮城県沖	M7.1	6弱	
2001年	3月24日	広島県安芸灘	M6.7	6弱	
2000年	10月6日	鳥取県西部	M7.3	6強	
	8月18日	東京都新島・神津島近海	M5.1	6弱	
	8月18日	東京都新島·神津島近海	M6.1	6弱	
	7月30日	東京都三宅島近海	M6.5	6弱	
	7月15日	東京都新島・神津島近海	M6.3	6弱	
	7月9日	東京都新島・神津島近海	M6.1	6弱	
	7月1日	東京都新島・神津島近海	M6.5	6弱	

②今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布

2012年から30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図

(すべての地震を考慮した場合の確率分布(平均ケース))



出典:全国地震動予測地図2012年版

③主な海溝型地震の評価結果

(2013年1月11日現在)



④主要活断層の評価結果

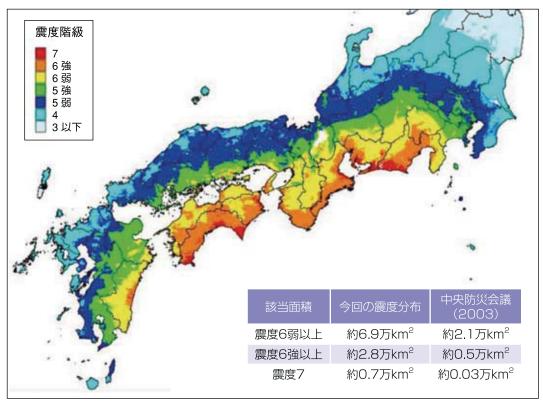
(2013年1月11日現在)



⑤南海トラフの巨大地震による最大クラス地震分布

南海トラフの巨大地震による最大クラス地震分布図

(強震波形4ケースと経験的手法の最大震度重ね合わせ)



6南海トラフの巨大地震による被害想定

被害想定結果は、発生時刻や風速等想定に当たっての前提条件により大きく異なるが、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方がそれぞれ大きく被災するケースを想定した場合、次の通りとなる。

注) 数値は、地震動に対して堤防・水門が正常に機能したケースを記載。

被害想定の概要

(ア) 東海地方が大きく被災するケース 全壊及び焼失棟数:95.4万棟~238.2万棟 死者:8万人~32.3万人

(イ) 近畿地方が大きく被災するケース 全壊及び焼失棟数:95.1万棟~237.1万棟 死者:5万人~27.5万人

(ウ) 四国地方が大きく被災するケース 全壊及び焼失棟数:94万棟~236.4万棟 死者:3.2万人~22.6万人

(エ) 九州地方が大きく被災するケース全壊及び焼失棟数:96.5万棟~238.6万棟 死者:3.2万人~22.9万人

(参考) 東日本大震災 全壊及び焼失棟数:約11.9万棟 死者:約2万人

都府県別の全壊棟数【東海地方が大きく被災するケース】

都府県	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
埼玉県		700			50	700
千葉県		70	2,300		10	2,400
東京都		1,000	1,200		100	2,400
神奈川県	20	700	2,700		80	3,500
福井県		2,100		10	10	2,100
山梨県	5,900	700		100	900	7,600
長野県	700	1,500		90	40	2,400
岐阜県	3,900	3,800		20	400	8,200
静岡県	215,000	4,800	30,000	500	42,000	292,000
愛知県	243,000	23,000	2,600	400	119,000	388,000
三重県	163,000	6,500	24,000	800	45,000	239,000
滋賀県	7,800	2,600		80	2,700	13,000
京都府	12,000	3,700		30	54,000	70,000
大阪府	59,000	16,000	200	100	260,000	336,000
兵庫県	27,000	3,600	1,200	200	20,000	52,000
奈良県	26,000	5,000		200	16,000	47,000
和歌山県	97,000	5,200	16,000	600	49,000	168,000
岡山県	18,000	5,200	40	200	11,000	34,000
広島県	11,000	12,000	200	300	1,100	24,000
山口県	1,300	3,000	400	50	50	4,700
徳島県	90,000	4,400	2,700	500	23,000	121,000
香川県	37,000	4,600	300	100	12,000	54,000
愛媛県	117,000	7,400	8,800	400	53,000	187,000
高知県	167,000	1,400	20,000	1,100	27,000	216,000
熊本県	30	3,100	20	20	30	3,200
大分県	3,000	2,600	11,000	300	600	18,000
宮崎県	39,000	4,000	21,000	400	14,000	78,000
鹿児島県	100	4,500	500	20	20	5,200
合計	1,346,000	134,000	146,000	6,500	750,000	2,382,000

全壊棟数500棟以上の都府県。各数値は概算。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

●第2部●

大規模災害に備えた取り組み

が減災に向けた住宅の耐震化

(1) 耐震化の現状

木造住宅の耐震化の状況(国土交通省・2006年)について、戸建木造住宅約2550万戸のうち、約35%にあたる約850万戸で耐震性が不十分と推計されています。さらに、新耐震基準の施行後の、1982(昭和57)年以降に建てられた住宅についても、約250万戸が耐震性が不十分と推計されています。1982(昭和57)年以降に建てられた住宅であっても最も古い住宅はすでに新築から30年以上が経過しており、劣化事象がみられる物件も少なくありません。

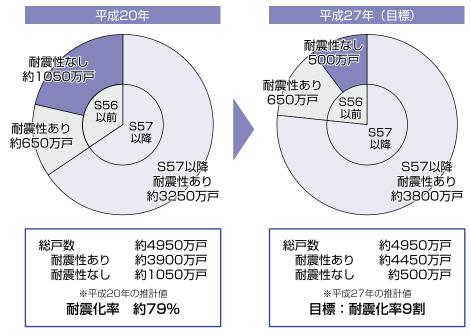
	住宅の耐震化の状	住宅(集合住宅含む)	
	T 0-0130000000000000000000000000000000000	うち戸建木造住宅	
全住字数(全国)			約4,950万戸
土 庄七奴(土国)			約2,550万戸
耐震性を満たすと推定	①昭和56年以前で耐震性あり	約650万戸	約3,900万戸 (約80%)
(全住宅数に対する割合)	②昭和57年以降で耐震性あり	約3,250万戸	約1,700万戸 (約35%)
耐震性が不十分と推計	①昭和56年以前で耐震性なし	約800万戸	約1,050万戸 (約20%)
(全住宅数に対する割合)	②昭和57年以降で耐震性なし	約250万戸	約230万戸 (約5%)

(2) 国・自治体の耐震化促進の施策

1) 国の耐震化の目標

『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に基づき、2006年1月に出された国土 交通省の基本方針において住宅・建築物の耐震化の目標を2015年までに少なくとも 90%と設定されました。さらに住宅については、新成長戦略(2010年6月閣議決定)、住生活基本計画(2011年3月閣議決定)、日本再生戦略(2012年7月閣議決定) において、2020年までに95%と設定されています。

住宅の耐震化の進捗状況



平成27年の戸数は平成17年に設定したもの

2) 耐震化による減災効果

基大かつ深刻な被害が想定される大規模地震に対して、中央防災会議は具体的な減災目標を定める地震防災戦略を策定しています。住宅の耐震化等を進めることで、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震で想定される死者数や経済被害を半減させる目標としています。

		全死者数	(うち建物倒壊)	経済被害
東海地震	被害想定	約9,200人	(約6,700人)	約37兆円
宋/肖地辰	減災効果	約4,500人	(約3,200人)	約19兆円
東南海・南海地震	被害想定	約17,800人	(約6,600人)	約57兆円
宋 円 神・ 円 神 地 辰	減災効果	約9,100人	(約2,900人)	約31兆円
学 初声下州雷	被害想定	約11,000人	(約3,100人)	約112兆円
首都直下地震	減災効果	約5,600人	(約1,800人)	約70兆円

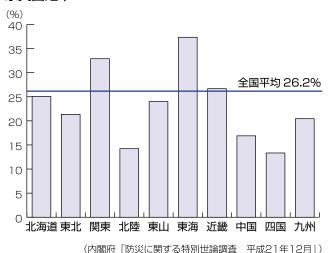
3) 家具固定による減災効果

住宅の耐震化とともに、家具の固定が減災に大きな効果をもたらします。

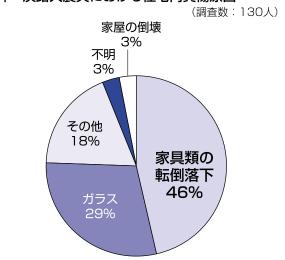
近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約30~50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものです。家具類の転倒・落下・移動は、直接当たってけがをするだけでなく、つまずいて転んだり、割れた食器やガラスを踏んだり、避難通路を塞いだりするなど、いろいろな危険をもたらします。東日本大震災では、津波からの避難時に自宅・建物内の散乱した家具や生活用品などが障害になったケースが少なくなく、屋内の家具転倒によって逃げ遅れにつながった可能性があります。

内閣府の2009年調査によると、家具の転倒防止、落下防止策を施しているのは全国平均26%であり、中央防災会議の地震防災戦略では家具固定率を2016年までに60%を目標としています。

家具固定率



阪神・淡路大震災における住宅内負傷原因



出典:地震による家具の転倒を防ぐには(財団法人消防科学総合センター)

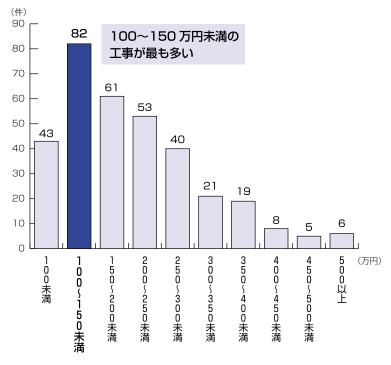
4) 耐震改修工事の費用と予算

耐震改修工事の費用については、 日本建築防災協会の調査によると、 100~150万円が最も多く、全体の 半数以上の工事が約187万円以下と なっています。また、日本木造住宅耐 震補強事業者協同組合(木耐協)の調 査でも約62%が150万円未満で、耐 震改修の平均施工金額は約156万円 としています。

一方、住まい手が耐震改修にかけられる予算については、木耐協の調査によると、35%の方が50~100万円、33%の方が100~200万円としています。

耐震改修をしない理由について、静岡県の調査で「資金関係」が4割を占め、「耐震補強工事に多額の費用がか

耐震改修工事費

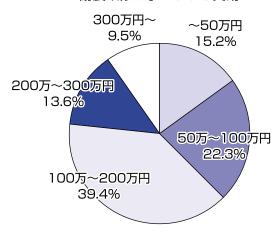


出典:木造住宅における耐震改修費用の実態調査業務(関)日本建築防災協会)

かるため」「経済的に余裕がない」としています。

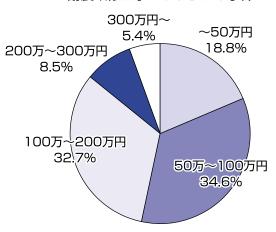
耐震改修工事にかかる費用と予算にギャップがあり、耐震改修が進まない一番の要因となっています。

耐震改修工事にかかる費用



出典:木耐協 耐震診断調査データ 平成25年1月15日

耐震改修工事にかけられる予算



出典:木耐協 耐震診断調査データ 平成25年1月15日

5) 耐震化を促進するための支援策

国土交通省は耐震化に係る経済的負担を軽減するために、耐震診断・改修に対する補助を行っています。

住宅の耐震診断には国と地方自治体を併せて費用の2/3が補助され、戸建住宅の耐震改修には国と地方自治体を併せて費用の23%(補助上限額80万円 ※2013年度は30万円が加算され、補助上限額が80万円から30万円引き上げ)が補助されています。

国や自治体が行っている補助制度や住宅金融支援機構の融資制度の活用、耐震改修 促進税制により、住まい手の負担を軽減することができます。

耐震診断・耐震改修への補助制度

(2013年度)

耐震診断

住宅(共同住宅を含む)

●負担割合

【民間実施】

国:1/3 地方公共団体:1/3

【地方公共団体実施】

国:1/2

●負担割合

【民間実施】

国:1/3 地方公共団体:1/3

【地方公共団体実施】

国:1/3 (緊急輸送道路沿道の場合は1/2)

建築物

一般住宅

●地域要件:なし

●負担割合

【民間実施】

国:11.5% 地方公共団体:11.5%

【地方公共団体実施】

国:11.5%

多数の者が利用する建築物

●地域要件:なし

●負担割合

【民間実施】

国:11.5% 地方公共団体:11.5%

【地方公共団体実施】 国:11.5%

避難所等建築物

●建物要件

地域防災計画に位置づけられた又は位置づけられる予定の避難所等

●負担割合

【民間実施】

国:1/3 地方公共団体:1/3

【地方公共団体実施】

国:1/3

(建替えも含む

耐震改修

緊急輸送道路沿道住宅・建築物

●地域要件:緊急輸送道路沿道

●負担割合

【民間実施】国:1/3 地方公共団体:1/3 【地方公共団体実施】国:1/3

避難路沿道等住宅・建築物 ●地域要件:避難路沿道等

●負担割合

【民間実施】国:1/6 地方公共団体:1/6 【地方公共団体実施】国:1/6

※戸建住宅の交付対象限度額は32,600円/㎡、建築物・共同住宅については47,300円/㎡

(密集市街地内の延焼の危険性が高い建物で防火改修工事を併せて行う戸建て住宅については、交付対象限度額を1.5倍とする) ※ただし、平成24年度以降は、戸建住宅(緊急輸送道路沿道、避難路沿道及び防火改修工事を併せて行うものは除く)の交付限度額を「戸当たりの限度額」に見直し、上限80万円/戸(国費の上限40万円/戸)とする。

※緊急輸送道路沿道・避難路沿道等の住宅・建築物は除却費も交付対象。

※平成24年度補正予算で、戸建住宅の耐震改修の補助に30万円(国15万円負担、地方公共団体15万円負担)が上乗せとなった。

計画策定PR等

●対象事業

耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づく事業(耐震改修促進計画策定費、耐震改修設計費、PR費用、死亡時一括償還融資活用の不動産鑑定費用・事務手数料費等)

●負担割合

【民間実施】国:1/3 地方公共団体:1/3 【地方公共団体実施】国:1/2

[※]住宅・建築物安全ストック形成事業の要件に適合するもののうち、地域住宅計画に基づく事業においては、交付対象額のうち、概ね45%を国が助成。

[※]住宅・建築物の耐震化に係る事業については、当該事業の他に、社会資本整備総合交付金の効果促進事業において、実施可能 (交付率1/2)

耐震改修の補助制度の実施状況

(平成24年4月1日現在)

			耐震	改修に係る補	#助制度の	実施状況(ネ	甫助が受け	られる市区町	T村数及び	割合)	
都道府県名				住年	È	戸建	住宅	マンシ	ンョン	非住宅	建築物
	市区町村数	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合	市区町村数	割合
北海道	179	57	32%	57	32%	57	32%	21	12%	0	0%
青森県	40	1	3%	1	3%	1	3%	0	0%	0	0%
岩手県	34	34	100%	34	100%	34	100%	0	0%	0	0%
宮城県※	35	33	94%	33	94%	33	94%	0	0%	0	0%
秋田県	25	25	100%	25	100%	25	100%	1	4%	0	0%
山形県	35	16	46%	16	46%	16	46%	0	0%	1	3%
福島県※	59	9	15%	9	15%	9	15%	0	0%	0	0%
茨城県	44	9	20%	9	20%	9	20%	1	2%	0	0%
栃木県	27	26	96%	26	96%	26	96%	0	0%	0	0%
群馬県	35	12	34%	12	34%	12	34%	0	0%	0	0%
埼玉県	64	64	100%	64	100%	48	75%	58	91%	55	86%
千葉県	54	20	37%	20	37%	20	37%	4	7%	2	4%
東京都	62	46	74%	46	74%	46	74%	30	48%	18	29%
神奈川県	33	33	100%	27	82%	27	82%	5	15%	33	100%
新潟県	30	28	93%	28	93%	28	93%	1	3%	0	0%
富山県	15	15	100%	15	100%	15	100%	0	0%	0	0%
石川県	19	19	100%	19	100%	19	100%	5	26%	1	5%
福井県	17	15	88%	15	88%	15	88%	0	0%	0	0%
山梨県	27	27	100%	27	100%	27	100%	0	0%	0	0%
長野県	77	72	94%	72	94%	72	94%	2	3%	5	6%
岐阜県	42	42	100%	42	100%	42	100%	24	57%	27	64%
静岡県	35	35	100%	35	100%	35	100%	9	26%	8	23%
愛知県	54	54	100%	54	100%	54	100%	13	24%	3	6%
三重県	29	29	100%	29	100%	29	100%	29	100%	0	0%
滋賀県	19	19	100%	19	100%	19	100%	0	0%	1	5%
京都府	26	24	92%	24	92%	24	92%	10	38%	0	0%
大阪府	43	39	91%	39	91%	39	91%	38	88%	1	2%
兵庫県	41	41	100%	41	100%	41	100%	41	100%	0	0%
奈良県	39	39	100%	39	100%	39	100%	39	100%	0	0%
和歌山県	30	30	100%	30	100%	30	100%	0	0%	0	0%
鳥取県	19	15	79%	15	79%	15	79%	0	0%	0	0%
島根県	21	21	100%	8	38%	8	38%	3	14%	21	100%
岡山県	27	15	56%	15	56%	15	56%	0	0%	0	0%
広島県	23	8	35%	8	35%	8	35%	2	9%	0	0%
山口県	19	19	100%	19	100%	19	100%	0	0%	6	32%
徳島県	24	24	100%	24	100%	24	100%	5	21%		21%
香川県	17	17	100%	17	100%	17	100%	1	6%		6%
愛媛県	20	5	25%	5	25%	5	25%	0	0%	0	0%
高知県	34	34	100%	34	100%	34	100%	34	100%	0	0%
福岡県	60	5	8%	5	8%	5	8%	2	3%		0%
佐賀県	20	20	100%	20	100%	20	100%	0	0%		0%
長崎県	21	13	62%	13	62%	13	62%	0	0%		0%
熊本県	45	3	7%	3	7%	3	7%	0	0%		0%
大分県	18	18	100%	18	100%	18	100%	0	0%		0%
宮崎県	26	8	31%	8	31%	8	31%	1	4%		0%
鹿児島県	43	6	14%	6	14%	6	14%	2	5%		0%
沖縄県	41	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%		0%
合計	1747	1144	65%	1125	64%	1109	63%	381	22%		11%

[※]宮城県内の3自治体、福島県内の9自治体については、災害対応により回答が得られなかったため昨年度の実施状況で集計。

	耐震改修の税制
対象	主な要件等
改修	 ○耐震改修促進税制 □住宅 所得税 耐震改修に要した費用と当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の10%相当額(上限20万円 ※平成26年4月~29年12月は上限25万円)を所得税から控除 ・固定資産税 一定期間固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1/2に減額(平成18~21年に工事を行った場合:3年間(平成22~24年に工事を行った場合:2年間(平成25~27年に工事を行った場合:1年間) ○住宅ローン減税 ・所得税 10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

	耐震改修の融資制度
対象	主な要件等
個人向け	住宅金融支援機構 ・融資限度額:1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限) ・金利 : 償還期間10年以内 1.35%、11年以上20年以内 1.76% (平成24年12月3日現在) ・保証人:不要

住宅金融支援機構

・融資限度額:150万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限)

マンション 管理組合向け · 金利 : 償還期間10年以内 1.05%(平成24年12月3日現在) · 保証人 : 必要

※上記は、(財)マンション管理センターの保証を利用する場合

(3) 国・自治体への耐震化促進に向けた要請

1)耐震改修の負担軽減のために

住宅の耐震化を促進していくうえで、重要なのは、行政と住民、施工者の信頼関係を築きあげていくことはもちろんのこと、住民が耐震改修をしやすい条件をつくっていくことが重要です。現状では耐震改修にかかる費用と予算にギャップがあり、耐震改修が進まない一番の要因となっています。特に高齢者にとっては、築年数が経過し耐震改修を要する住宅であるにもかかわらず、経済的に余裕がないために耐震改修を行えない状況にあります。国土交通省によると、旧耐震基準の住宅に住む世帯の半数が65歳以上で、旧耐震住宅に住む世帯の半数が300万円未満の年収となっています。

耐震改修にかかる住まい手の費用負担を支払い可能額に近づけ、いのちを守る耐震 改修を促進させていくために、以下のような観点からの取り組みが重要です。

①耐震改修の補助制度の創設・拡充

自治体によって耐震改修の補助制度が異なっており、補助金の上限を20万円とする自治体もあれば、横浜市のように225万円とする自治体もありますが、概ね30~90万円が補助金の上限とされています。

また、新耐震基準の施行後の1982(昭和57)年以降に建てられた住宅や建築基準法に違反した建築物は補助の対象外とされています。しかし、新耐震基準で建てられた住宅であっても、最も古い住宅はすでに新築から30年以上が経過しており、劣化事象がみられる物件も少なくありません。木耐協の調査によると、同協会が耐震診断を行った住宅のうち、1982(昭和57)年以降に建てられたものの8割以上が、現行の耐震基準を満たしていないとしています。したがって総合評点1.0未満の住宅はすべて補助の対象とすべきです。

耐震化は個々の建築物でとらえるのではなく、まちづくりの一環としてとらえるべきです。新宿区や墨田区ではいのちを守ることを最優先に違法建築物であっても耐震改修助成の対象とすることで地域全体の耐震化を図れるよう柔軟な対応が採られています。

加えて、住宅の耐震化とともに、家具転倒防止のための器具の取りつけも減災効果が高いことから、家具転倒防止の器具の取りつけに対する補助の創設・拡充も重要です。

②耐震改修の補助手続きの簡素化

自治体に耐震改修の補助制度があっても、補助を受ける手続きが煩雑だと補助を活用するハードルが高くなってしまい、耐震化の促進につながりません。

補助を受ける手続きは各自治体で決められており、自治体ごとに異なります。補助 制度を利用しやすくするための手続きの簡素化を自治体に求める必要があります。

③安全で安価な耐震改修工法の開発支援と耐震改修事例の紹介

耐震補強工事を実施しない理由

(複数回答)

※耐震補強工事について「予定はないが、いずれ実施したい」 「実施するつもりはない」と答えた者に複数回答

お金がかかるから	50.6%
必要性を実感できないから	22.1%
集合住宅や借家などに住んでおり、 自分だけでは判断できないから	21.1%
効果があるか不明だから	14.2%
どうやって着手・施工したらいいか 分からない	10.2%
面倒だから	6.7%
見た目が悪くなるから	1.2%

内閣府「防災に関する特別世論調査(2009年12月)」

耐震診断を受け、耐震改修の必要がある場合でも耐震改修を行わない人は少なくありません。内閣府の「防災に関する特別世論調査」(2010年1月)によると、耐震改修をしない理由について、2人に1人(50.6%)が「お金がかかるから」と答え、10.2%の人が「どうやって着手・施工したらいいか分からない」と答えています。

こうした住民の不安を解消し、耐震改修を促進するためには、補助制度の創設・拡充とともに、 安全で安価な耐震改修工法の開発支援や耐震改修 事例の公表が求められます。

そして、私たち工務店自身も工法に関する理解 を深める研修を行う必要があります。

④いのちを守るための現実的な耐震改修

耐震改修の第一の目的は「いのちを守る」ことです。そうした点に立てば、耐震改修を行う最も効果的な場所は、在宅時に利用する時間の長い寝室と居間の耐震化です。住宅すべての改修ができなくても寝室や居間の改修を行うことによって、ベストではないがベターな震災対策をとることができ、費用の面でもより改修しやすい安価な工事にすることができます。自治体によっては寝室や居間、避難経路等を耐震補強する簡易改修も補助対象とするところもあり、補助を活用することでさらに負担を減らすことができます。

2) 各自治体への要請行動

耐震改修を促進させるためには、耐震改修にかかる住まい手の費用負担を支払い可能額に近づける必要があることから、補助制度の創設・拡充、住民への補助制度の周知、補助手続きの簡素化等を国・自治体に求める必要があります。自治体及び組合の実情にあわせ、下記の項目について要請してください。

自治体に対する要請項目(例)=

- ↑ 戸建住宅への耐震診断、耐震改修、家具等の転倒防止器具の購入・設置への補助制度を創設・拡充してください。
- 2 耐震改修への補助は補助率及び補助限度額を引き上げるとともに、耐震診断の総合評点1.0未満の全ての住宅を補助対象としてください。
- 3 改修後の総合評点が1.0未満となる簡易耐震改修についても補助対象とするなど、柔軟な補助制度にしてください。
- 4 補助金を受けるための手続きの簡素化を図ってください。
- 5 住民に対する防災意識の啓発と耐震に関する補助制度の周知を図ってくだ さい。
- 6 戸建住宅の耐震診断・耐震改修の推進にあたっては、地域の建築士や工務 店等が参加できるようにするとともに、技術者の養成や安全で安価な工法 の開発支援、耐震改修事例の紹介を行ってください。

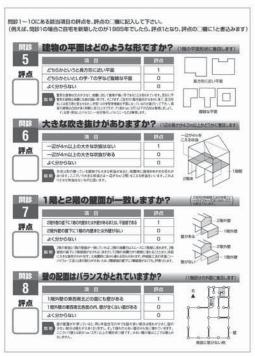
(4) 耐震診断、耐震改修の方法

まずは診断耐震診断方法のご紹介

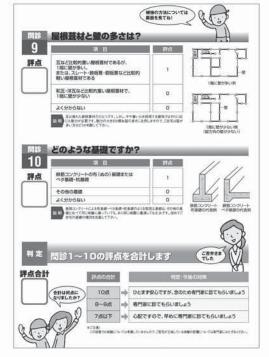
この診断の目的

この耐炭診断は、ご自宅の耐震性能の理解や耐震知識の習得を進めていただき、耐震性の向上を図るための耐炭改修に向けて、より専門的な 診断を行う際の参考にしていただくことを目的に作られました。お住まいになっている住宅について、住んでいる方がご自身で住宅の耐震診断を 行い、住宅のどのようなところに地震に対する強さ、弱さのポイントがあるかなどがわかるようにできています。









対象住宅

この診断の対象としている住宅は、1~2階 建ての一戸建て木造住宅(在来輪組構法、 枠組壁工法(ツーパイフォー工法))などで 店舗・事務所等を併用する住宅を含みます。 お願いごと注意 (3.この海新法は、永遠住宅の前報診断・耐電改称を推進するため、専門家が扱う耐電診断法だけでなく、同民が簡単に挽える診断法として開発されたもので、即 「おかなの耐電源庫」とがないに関係化し、一様の仕宅の所有な、保化者的けば作者なれたものです。住宅の所有者等が、作ぶ那千さことにより、耐電に関す の電面の利し、中部環知画の判断などをように不認定されており、おり専門的な活動を、現代を入ると、中に確認すれてはず、この影解におり様性をどやかよ 小正常観しているのか知ることができるので、専門的な診察者は、住宅の所有等等が小気に思っているか、理解を深めたいなを把握し、構設しておすて下さい。 ②このパンフレットは屋上交通者住宅局の監修を停ています。当点を独自に明練するなど後考えれる方の任意な改変は限く禁止いたします。

国全建総連(全国建設労働組合総連合)

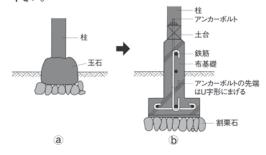
木造住宅の補強方法いろいろ

補強については次のような方法があります。専門家にご相談下さい。「誰でもできるわか家の耐震診断」より

基礎の補強

玉石基礎などの場合は、鉄筋コンクリート造の布 基礎に替え、これに土台をアンカーボルトで締め つけます。

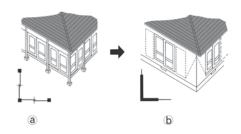
- a 玉石に東立てしただけの柱は、浮き上ったり踏みはずしたりして、建物が壊れることがあります。
- b 鉄筋コンクリート造の布基礎を作りアンカーボルトをつけて 下さい。



壁の配置

壁の量を増やし、かつ、つりあいをよく配置します。

- a 開口部(ガラス戸など)が多いと地震に弱くなります。
- b 開口部を減らし、筋かいや構造用合板で補強された壁を 増やして下さい。隅部を壁にすると一層効果的となります。



専門家による耐震診断をお考えの方、診断や工事について 業者の営業を受け、疑問や不安を感じられている方、その他 ご相談はお住まいの市町村または、都道府県の建築行政 担当部局にお問い合わせください。

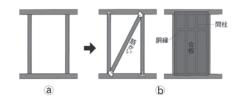
(財)日本建築防災協会のホームページには、相談窓口一覧や助成制度など耐震や防災についていろいろな情報があります。

http://www.kenchiku-bosai.or.jp

壁の補強

筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁を 増やします。

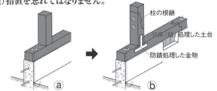
- a 柱、はりだけでは地震の力に抵抗できません。
- b 筋かいを入れるか、または、構造用合板(厚さ9mm以上)を柱、 土台、はり・胴差、間柱・胴縁に十分にくぎ打ちして下さい。



こうした補強をするときは以下の点も併せて行います。

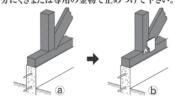
腐ったり、シロアリに食われた部材は取替えます。

- イ 特に、台所・浴室の近くや北側の土台まわりのように湿りがちのところは 早く腐ります。
- ロ 土台を取替え、柱は根継ぎして金物で補強して下さい。この場合、防腐 (防蟻)措置を忘れてはなりません。



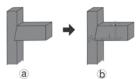
土台・柱・筋かいなどの接合は金物等を使って 堅固にします。

- イ ほぞ差しや胴付け、またはくぎ止めだけの接合部は、抜けたり、はずれた りします。
- ロ 柱と土台は金物等で結びつけて下さい。筋かいと柱(または土台、はり) は、十分にくぎまたは専用の金物で止めつけて下さい。



柱・はりの接合は金物等使って堅固にします。

- イ ほぞ差しだけの柱、はりの仕口は、ほぞが折れたり、抜けたりして骨組が ばらばらになりがちです。
- ロ はりの下端を羽子板ボルトで引き止め、抜け落ちないようにして下さい。



住まい方の工夫も大切です

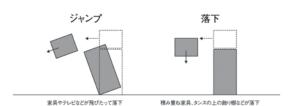
地震による家具の動き方の例

大地震が発生すると、室内では家具が転倒したり、食器棚などは扉が開いて中の 食器類が散乱したり、冷蔵庫やピアノが移動して避難経路をふさいだり、テレビや エアコンや照明器具や電子レンジが飛ぶといった、日常では考えられない現象が 起きることがわかっています。

大型な家具などの場合



積み重ね家具などの場合

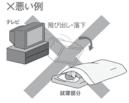


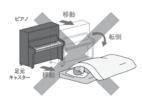
家具の設置場所の工夫

就寝する部屋では特に配慮が必要です。



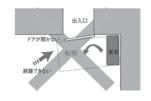






避難経路の確保

×悪い例



家具の固定方法の例

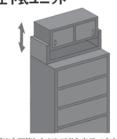
L型金具でとめる







上下式ユニット



高さを調節しながら天井と家具で支える 上置き型すき間埋め収納ユニット。

突っ張り棒タイプ



突っ張り棒タイプのものを利用するには、 天井に家具を支えるだけの耐力が無い と危険。またしっかりした天井の場合でも、 天井とのすき間が少なく奥行きのある 家具でないと、大きな効果は期待できない。

ガラス等の飛散を防ぐ対策



食器棚については、配置による対策が 難しいため、ガラス面に飛散防止フィル ムを貼ったり、扉開閉防止用具を設置 するなどの方法が望まれます。

暮らしの工夫としては、座布団・クッション・ スリッパなどを常に周囲に置き、非常の 場合には飛散物の上にこれを敷いて歩 行できるようにするなど、住まい方にあっ た対策を立てておくことが必要です。

出火を防ぐ対策







普段からの対策として、防災訓練や 家庭の防災会議を開く、非常持出品の 準備をするといったことも大切です。

建全建総連(全国建設労働組合総連合)

2 復旧・復興に向けた取り組み

(1)自治体との災害協定

1)組合と自治体との災害協定の締結状況

東日本大震災以降、いつでもどこでも起こりうる震災に備えるため、各自治体では 災害対策が喫緊の課題となっており、自治体と災害協定を締結する組合が増えていま す。

災害協定の締結は、地域における組合の社会的役割を果たすとともに、地域で組合の存在を大きく示し、自治体との密接な関係づくりにもつながることから、組合運動を前進させるうえで有効です。

私たち建設労働組合の強みを生かした災害支援は、被災住宅の応急修理など、技術 と道具を有する地域に精通した組合員による復旧活動です。

協定の締結にあたっては、災害応急業務費用は自治体の負担とし、災害補償については労災保険が適用されることを災害協定で取り決めておく必要があります。

2) 大規模災害後の組合の災害協定への対応

大規模災害が発生し、緊急に対応が必要と自治体が判断した場合に災害協定を締結 する組合に対して協力要請が出されます。

自治体から災害協定に基づく協力要請を受けた場合、組合は迅速な対応が求められます。

大規模災害発生後直ちに組合で対応すべき点。

↑ 自治体に連絡し災害協定に基づく協力要請の有無について確認する。



【協力要請の可能性がある場合】



3 ■ 組合員に災害協定の支援活動への協力を求め、協力者を確保する。 災害協定の支援活動に必要な資材・機材を確保する。

減災対策・災害支援は 組合の社会的役割

全建総連関係組合の自治体との災害協定の締結状況

2013年1月調査

県連・組合名	!	DOT-CHARACT	協定を締結した 自治体	災害協定の内谷
宮城県連	白石市建設職組合	2007年10月	白石市	災害時における緊急支援活動協力
	宮城県連	2009年9月	宮城県	災害時における応急対策活動
	蔵王町建設職組合	2010年10月	蔵王町	災害時の救助活動
	宮城県連、宮城優良住宅協会、みやぎ中小建設協会	2012年10月	宮城県	災害時における被災住宅の応急修理
山形県連	西川町総合建設組合	2009年10月	西川町	地震・風水害、その他緊急事態が発生し又は発生する恐れ がある場合、町長が行う応急対策を協力し、速やかに実施 する。
	酒田飽海建設総合組合	2010年10月	酒田市	災害時の応急対策業務の遂行に必要な機材、労力等の確保及び動員、被害の拡大防止と施設の早期復旧
		2010年10月	遊佐町	災害時の応急対策業務の遂行に必要な機材、労力等の確保及び動員、被害の拡大防止と施設の早期復旧
茨城県連	古河市建築組合	2009年1月	古河市	応急仮設住宅の建設
	古河市総和建築組合	2009年1月	古河市	応急仮設住宅の建設
	結城市建設協同組合	2010年3月	結城市	①公共施設等の被害状況の収集及び提供 ②公共施設等の崩壊、倒壊及び破損に伴う人命救助のため の障害物の除去 ③公共施設等の崩壊、倒壊及び破損に伴う道路交通確保 のための障害物の除去 ④その他市が必要と認める応急対策業務
群馬県連	桐生支部	1996年3月	桐生市	応急復旧に伴う木工事等
	館林支部	2009年6月	館林市	大規模災害時における木造建築物等の崩壊、倒壊及び損 壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去又は道路 交通確保のための障害物の除去等
建設埼玉	東部地区本部	2012年2月	越谷市	緊急時に応急仮設住宅の設置及び応急修理
	秩父地区本部	2017年2月	秩父市	・犯罪や交通事故を防止するための広報、啓発活動に協力。 ・犯罪及び交通事故防止に関する活動方法、知識及び情報
				等を、実際に活動を行う。 ・子供達の安全確保における見守り活動及び安心・安全パトロールに協力すること。 ・犯罪や交通事故を現に認め、又は犯罪や不審者に関する情報を認知した場合は、積極的に110番その他の方法により警察に通報する。 ・子供や高齢者等で保護を要する人を発見した場合は、警察署又は関係機関に通報する。
埼玉土建	越谷支部	2012年1月	越谷市	①倒壊建物等からの救出救援活動。②収容施設およびその 他市施設の補修に関すること。③その他市が必要と認める 緊急応急作業。
	宮代支部	2012年2月	杉戸町	①町が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動に関すること。②町が所有及び管理する施設の応急的な修復に関すること。③その他、町が必要と認める応急業務への協力に関すること。
	久喜幸手支部	2012年5月	幸手市	①市が所有及び管理する施設で、被災した建物等からの救助活動に関すること。②市が所有及び管理する施設の応急的な修復に関すること。③市が要請する応急仮設住宅の設置及び応急修理。④その他市が必要と認める応急業務への協力に関すること。
千葉土建	船橋支部	2006年5月	船橋市	応急措置を実施する必要があると認める作業。 災害時において、市の要請がない場合でも、情報収集等の ボランティア活動(無償)に積極的に参加し、市民の安全・安 心な生活の維持に寄与する。
	松戸支部	2006年12月	松戸市	収容避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。市が必要と認める業務。市が実施する防災訓練に参加。
	いすみ支部	2006年12月	勝浦市	市施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及び その他の市施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
		2006年12月	いすみ市	市施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及び その他の市施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
		2007年7月	御宿町	町施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及び その他の町施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
		2007年7月	大多喜町	町施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及び その他の町施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
		2007年8月	鴨川市	市施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及び その他の市施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。

県連·組合名	災害協定を締結している組合	協定締結日	協定を締結した 自治体	災害協定の内容
千葉土建	柏支部	2007年11月	柏市	避難住民の収容施設等の応急補修の作業。市が災害時に おいて必要と認める応急作業。
	市川支部	2008年3月	市川市	避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。 市が必要と認める業務。災害時において、市の要請がない 場合でも、情報収集等のボランティア活動(無償)に積極的 に参加し、市民の安全・安心な生活の維持に寄与する。
	千葉支部	2008年3月	四街道市	避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。 緊急を要する資機材の調達及び輸送。市が必要と認める緊 急応急作業。
	住宅センター協議会(千葉 土建、我孫子市太子会、 建築士事務所協会、建築 士会、建設ユニオン。事務 局:我孫子支部)	ļ	我孫子市	避難所等が損害を受け、緊急に応急措置をする必要がある と認める応急措置作業。
	長生支部	2008年12月	長生村	村施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及び その他の村施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
	千葉支部	2009年11月	千葉市	避難所等の公共施設の応急補修。市が必要と認める業務。
	長生支部	2009年12月	一宮町	町施設の倒壊建築物からの救出救援活動。収容施設及び その他の町施設の応急補修。必要と認める緊急応急作業。
	野田支部	2010年1月	野田市	避難者の収容施設及びその他の市施設の応急補修。災害 時において、市が必要と認める応急的な作業。
	山武支部	2010年4月	横芝光町	避難所等の公共施設の応急補修。応急仮設住宅の建設。 緊急を要する資機材の調達及び輸送。市が必要と認める緊 急応急作業。
	建設関連防災ネットワーク (柏支部所属)	2011年4月	柏市	応急復旧活動
	市原支部	2011年10月	市原市	避難所等の公共施設の応急補修、必要と認める業務 (仮 設住宅建設含む)
	佐倉支部	2012年2月	佐倉市	避難所等の公共施設の応急補修。災害応急業務に必要となる資材、設備等の調達及び輸送。必要と認める業務(仮設住宅建設含む)。
東京都連	建設ユニオン世田谷支 部、東京土建世田谷支部	1998年3月	世田谷区	①倒壊建築物等からの救助救出活動 ②収容施設、その他の区施設の応急補修に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他区が必要と認めた業務に関する事
	西多摩郡北部建設組合	1999年7月	青梅消防署	倒壊家屋からの人命救助活動
	東京土建中野支部	2005年4月	中野区	①人命救助用資材の提供 ②区有施設の優先的応急措置 ③区の指示した民間住宅の応急修理 ④その他、必要なもの
	建設ユニオン多摩支部、 東京土建八王子支部	2008年1月	八王子市	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資材の 提供 ②避難施設及び市施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
	東建産、東京土建墨田支部	2008年7月	墨田区	①自力脱出困難者の救助活動 ②避難所等の応急的な危険度の判定 ③避難所等の応急修理
	東京土建町田支部	2010年1月	町田市	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資材の提供 ②避難施設及び市施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
	東京土建新宿支部	2010年	新宿区	①災害時における救出救護活動 ②被災した収容施設の補修 ③応急仮設住宅の建設
	建設ユニオン城北支部	2011年4月	足立区	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材の提供 ②避難施設及び区施設の応急修繕に関する事 ③応急仮設住宅の建設に関する事
	東京土建渋谷支部	2011年5月	渋谷区	④その他区が必要と認めた業務に関する事 災害復旧の建築相談業務

減災対策・災害支援は 組合の社会的役割

	協定締結日	自治体	災害協定の内容
建設ユニオン城北支部、日暮甲建設 東京土建芸	2011年10月	荒川区	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材 の提供。
川支部			②道路上に存在する障害物の除去活動、それに要する資機
			材の提供。 ③避難施設及び区施設の応急修繕に関すること。
			④応急仮設住宅の建設。
建設ユニオン杉並支部、	2011年12月	杉並区	⑤その他区が必要と認めた業務に関すること。 民間住宅の応急修繕業務
杉並建設、東京土建杉並支部	,		NOTE OF PERSONS
東京土建多摩稲城支部	2011年	多摩市	① 倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材の提供
			②避難施設及び市施設の応急修繕に関する事
			③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
大森鳶組合	2012年1月	大森消防署	消防活動業務支援に関する人員・資機材の支援
東京土建小金井国分寺支		国分寺市	応急対策活動に必要な建設資機材、労務等の提供
	2012年3月	大田区	□被災建物・宅地等の緊急対応や修理等についての相談・
設、大建設、建設ユニオン	1071		助言窓口の開設
			②応急修理、耐震補強、建替えについての相談、助言 ③緊急・応急修理対応可能業者の確保、区民への業者紹
>>-			介及び手配
東京上建久麻西郊古郊	2012年2日	シ 田市	④その他区が必要と認める業務● ①道路障害物の除去活動
来尔 <u>工</u> 建多季四即又即	2012年3月	<u> </u>	②救助活動の支援
			③公共施設等の応急補修の実施
			④保有する施設・資機材の提供 ⑤その他市が必要と認める業務に関する事
		昭島市	①応急対策業務に関する資機材及び労務の提供
果京土建府中国立文部	2012年4月	国立巾	①倒壊建築物等からの救助救出活動、それに要する資機材 の提供
			②市施設の応急修繕に関する事
			③応急仮設住宅の建設に関する事 ④その他市が必要と認めた業務に関する事
北支部、東京土建江戸川	2012年4月	江戸川区	被災住宅の修繕等の相談業務を行う窓口の設置
厚木建築職組合	2004年6月	厚木市	災害時における倒壊した家屋等からの人命救助活動及び火 災防止活動並びに倒壊防止等の対策。
神奈川土建茅ヶ崎寒川支 部	2011年3月	茅ヶ崎市	災害復旧活動への組合員の派遣、技術の提供。組合員所 有又は調達可能な車両・工具・機材等の提供。
海老名市建築職組合	2012年3月	海老名市	災害復旧活動に係わる組合員の派遣及び技術の提供。災害復旧活動に係わる組合員の所有する車両・工具・機材等
神奈川土建座間海老名支	2012年6月	海老名市	の提供。 災害復旧活動に係わる組合員の派遣及び技術の提供。災
部		[194- C-H 114	害復旧活動に係わる組合員の所有する車両・工具・機材等 の提供。
下諏訪建設労働組合	2009年4月	下諏訪町	災害時における救出活動。被災した避難施設の補修。倒壊 建物等障害物の除去及び応急仮設住宅の速やかな建設の
			ための組合員の活用。
愛知建築	2006年3月	愛知県	災害時における被災住宅の応急修理
全建愛知 三重建学松阪支部			災害時における被災住宅の応急修理 災害時における応急対策業務
三重建労	2011年7月	三重県	災害時における被災住宅の応急修理
三重建労名張支部	2012年3月	名張市	災害時における応急対策業務
佘艮 廷染	2010年3月	余艮県	大規模災害時における支援活動。避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧。組合が覚知した被害情報の提供。奈良県が必要と認める応急・復旧作業。
広島建労	2013年2月	広島県	災害時における被災住宅の応急修理
小松島文部	2006年6月	小松島巾	①支援要請に基づき、支部内の支援体制を基本に支援活動を実施する。 ②組合員等からの被災状況などの情報提供。
阿波市協議会	2008年9月	阿波市	①出動要請の有無にかかわらず人員を招集し出動態勢を整
			える ②被害情報を速やかに提供する ③現地に派遣され
徳島建労	2009年3月	徳島県	た職員の指示に従い救援活動を行う ①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復
put mil Nu yv	- / - / - / - / - / - / - / - / - / - /		旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②組合が覚知した被害情報の提供 ③その他県が必要と認める応急・復旧作業
	日本 日	日暮里建設、東京土建荒 川支部 建設ユニオン杉並支部、 を支部 東京土建多摩稲城支部 を支部 東京土建多摩稲城支部 フロ12年1月 大森高組合 東京土建小金井国分寺支 フロ12年1月 東京主建小金井国分寺支 設、南建、大森建 設、大森建 設、大建設、東京土建大田 東京土建の市中国立支部 フロ12年3月 東京土建の市中国立支部 フロ12年4月 東京土建の市中国立支部 フロ12年4月 東京土建が、東京土建バ戸川 東京土建が、東京土建江戸川 フ部 ア本建築職組合 本奈川土建茅ヶ崎寒川支 の12年4月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 2012年4月 三重建労本の 第一年の第一年の第一年の第一年の第一年の第一年の第一年の第一年の第一年の第一年の	日暮里建設、東京土建市

県連・組合名	災害協定を締結している組合	協定締結日	協定を締結した 自治体	災害脇定の内容
フレッセ	フレッセ	2009年4月	徳島県	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、県の災害対策本部から指示された応急・復旧作業②フレッセが覚知した被害情報の提供 ③その他徳島県が必要と認める応急・復旧作業
	石井支部	2009年7月	石井町	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、町の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②石井支部が覚知した被害情報の提供 ③その他石井町が必要と認める応急・復旧作業
	神山支部	2009年12月	神山支部	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、町の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②神山支部が覚知した被害情報の提供 ③その他神山町が必要と認める応急・復旧作業
	川島支部	2010年5月	吉野川市	①避難所等の被害に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②川島支部及び山川支部が覚知した被害情報の提供 ③ その他市が必要と認める応急・復旧作業
	山川支部	2010年5月	吉野川市	①避難所等の被害に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②川島支部及び山川支部が覚知した被害情報の提供 ③ その他市が必要と認める応急・復旧作業
	脇町支部	2012年2月	美馬市	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②脇町支部が覚知した被害情報の提供 ③その他市が必要と認める応急・復旧作業
	美馬支部	2012年2月	美馬市	①避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業 ②美馬支部が覚知した被害情報の提供 ③その他市が必要と認める応急・復旧作業
	鳴門支部	2012年7月	鳴門市	①公共施設等の応急普及作業 ②公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業 ③鳴門支部が覚知した被害情報の提供 ④その他市が必要と認める応急復旧作業
	大麻支部	2012年7月	鳴門市	①公共施設等の応急普及作業 ②公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業 ③大麻支部が覚知した被害情報の提供 ④その他市が必要と認める応急復旧作業
香川建労	香川建労	2010年3月	香川県	災害時における被災住宅の応急修理
	香川建労大川支部	2011年3月	東かがわ市	災害時における被災住宅の応急修理
:		2012年10月	さぬき市	災害時における被災住宅の応急修理
	香川建労さぬき支部	2012年10月	さぬき市	災害時における被災住宅の応急修理
	香川建労志度支部	2012年10月	さぬき市	災害時における被災住宅の応急修理
建設長崎	長崎県中小建設業協会	2009年4月	長崎県	①大規模災害時における建築物その他工作物の被災状況に関する情報収集と提供。 ②建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物除去作業。 ③建築物その他工作物の応急復旧作業。 ④その他県が必要と認める緊急応急復旧作業。
	長崎県中小建設業協会平 戸支部協会		平戸市	①大規模災害時における建築物その他工作物の被災状況に関する情報収集と提供。 ②建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物除去作業。 ③建築物その他工作物の応急復旧作業。 ④その他市が必要と認める緊急応急復旧作業。
	長崎県中小建設業協会佐世保支部協会	2011年6月	佐世保市	①大規模災害時における建築物その他工作物の被災状況に関する情報収集と提供。 ②建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物除去作業。 ③建築物その他工作物の応急復旧作業。 ④その他市が必要と認める緊急応急復旧作業。

3) 災害協定に備えた平時における対応

大規模災害が発生し、自治体から災害協定に基づく協力要請を受けてから対応していたのでは、迅速に対応できません。大規模災害で組合員が被災する可能性や被害を受けない場合でも住宅被害を受けた顧客の対応に追われることになり、大規模災害が起きてから組合員に災害協定の支援活動への協力を求めても協力者を確保することは難しくなります。

したがって、大規模災害発生後、直ちに災害協定に基づく支援活動を行えるように 平時より災害協定に対応する体制づくりをしておく必要があります。

😑 県連・組合で平時に準備すべき点 💳

- ①災害協定の支援活動に対応する事務局体制を決める。
- ②組合員に災害協定の支援活動について周知し協力者を募る。
- ③協力いただける組合員について名簿データを作成・管理し、定期的に更新する。 ※大規模災害発生後は、名簿にある組合員に改めて意思を確認し協力を求める。
- ④災害協定の支援活動で必要となる資材・機材の調達先等を決める。

(2)全木協が進める都道府県との応急仮設木造住宅建設の 災害協定

東日本大震災発生で必要になった応急仮設住宅を建設するために、2011年9月1日、全国建設労働組合総連合(全建総連)と一般社団法人工務店サポートセンター(JBN)の2団体で一般社団法人全国木造建設事業協会(全木協)を設立しました。設立経過としては、4月8日に国土交通省の要請を受け、全建総連、JBN、日本建築士会連合会の3団体で「応急仮設木造住宅建設協議会」を設立し、3県に事務局を設置、追加の公募に応じましたが、福島県のみ400戸の建設の発注を受け、建築士会の協力のもと全建総連とJBNの協力関係で見事に完成することが出来、その後追加約140戸・グループホーム・集会場の建設にも対応できました。結果としてプレハブ建築協会のプロジェクト内で350戸、応急仮設木造住宅建設協議会で540戸、計900戸(集会場含む)を国産材在来工法で完成し、事業は成功しました。

全木協では応急仮設木造住宅の建設で必要とする職人を確保するために、全建総連が主幹事工務店に対して「労働者供給事業」により労働者を供給する仕組みをもっています。この「労働者供給事業」は非営利な労働組合のみが厚生労働大臣の許可を得て合法的に行える事業であり、全建総連は供給先の主幹事工務店と労働協約を結び、その協定に基づき、建設に従事する組合員は主幹事工務店と雇用契約を結び、就労することになります。

応急仮設木造住宅の建設は組合員の仕事確保につながるだけでなく、被災者支援に 直接つながります。全木協では、東日本大震災での成果をもとに現在、各都道府県と 応急仮設木造住宅建設の災害協定の締結を進めています。

全木協設立の背景

日付	内容
2011年 3月31日	国交省生産課より工務店サポートセンター、全建総連に対し、 地域の工務店の仮設住宅の受け皿として協議会設立要請。両団 体は、住宅設備・資材の確保を国交省が全面的にバックアップ する条件で設立の方向で検討すると約束。
4月5日	検討の結果、今回は公募に対応するため、組織として動かねば ならず、時間的にも難しいと生産課課長へ連絡。
4月8日	全建総連本部にて、工務店サポートセンター、全建総連、日本 建築士会連合会の3団体で対応を検討。県の公募・仮設住宅発 注受け入れの対応を検討し、協議会の設立を決定。12日プレ ス発表を合意。
4月12日	応急仮設木造住宅建設協議会設立記者発表。
4月下旬~	福島県、岩手県、宮城県の公募に応募。福島県で採択される。
9月1日	応急仮設木造住宅建設協議会を発展的解消。全国木造建設事業協会を設立。

1) 応急仮設木造住宅建設の災害協定の締結状況

全木協が災害協定を要請・締結した都道府県 (2013年2月現在)

協定を締結した 都道府県	締結日
徳島県	2011年10月9日
高知県	2012年1月11日
宮崎県	2012年2月22日
愛知県	2012年3月16日
埼玉県	2012年3月29日
岐阜県	2012年8月21日
長野県	2013年1月24日
愛媛県	2013年2月6日

2013年2月までに要請を 実施した県 (要請順)

和歌山県、秋田県、福島県、静岡県、山口県、広島県、鳥取県、島根県、千葉県、三重県、香川県、神奈川県、大分県、石川県、東京都

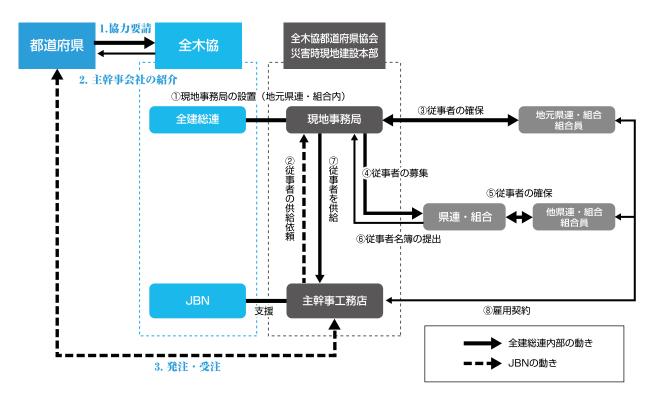


長野県との協定式の様子(左:阿部長野県知事、右:全木協の青木理事長)

2)全木協の応急仮設木造住宅建設のスキーム

応急仮設木造住宅の建設に当たっては全建総連、JBNそれぞれが役割を担います。 全建総連は主として「労働者供給事業」による応急仮設木造住宅の建設で現場で働く職人の供給を担うことになります。応急仮設木造住宅の建設にあたっては、被災地の県連・組合の協力を受けて全木協の現地事務局を設置し、被災地の組合員を主体に全国の仲間に協力を求めていきます。

《応急仮設木造住宅の建設に当たっての連絡体制》



3) 地元組合の平時の準備と震災後の対応

大規模災害が発生した場合、組合員が被災する可能性や被害を受けない場合でも住宅被害を受けた顧客の対応に追われることになり、都道府県から全木協に災害協定に基づく応急仮設木造住宅の建設の協力要請を受けてから建設に従事する組合員を確保しようとしても対応は困難です。また、他県で大規模災害が起き、全木協から応急仮設木造住宅建設の従事者の求めがある場合についても迅速な対応が求められます。

東日本大震災では震災発生3日後の3月14日に岩手、宮城、福島各県から応急仮設住宅建設の災害協定を締結するプレハブ建築協会に対して協力要請が出され、3月19日には着工されました。

したがって、いつ全木協から応急仮設木造住宅の建設の協力要請があっても従事者 の確保が迅速に行えるように、平時より体制づくりをしておく必要があります。

全木協の応急仮設木造住宅の建設に当たって県連・組合で平時に準備すべき点

【ポイント1】 応急仮設木造住宅について担当する部署・担当者を決めておく

【ポイント2】 現地事務局を県連・組合施設内に設置する場合の設置場所を決めておく

【ポイント3】 現地事務局で必要になる機材類の地元での手配先を決めておく

(必要となる機材等)

FAX・コピー・プリンター兼用機、ノートパソコン、臨時固定電話、携帯電話、インターネットの設定、メールアドレスの設定、事務局内のLANの設定、事務用品

【ポイント4】 協力者名簿のデータを作成し管理しておく

①協力者名簿を作成する

- ●全木協の応急仮設木造住宅の建設における全建総連の労働者供給 の仕組み、労働条件等について組合員に説明し、協力者を募る。
- ●労務条件等を承諾し災害時に協力いただける組合員の協力者名簿 をデータで作成する。
- ●随時登録できるように協力者の募集を定期的に案内する。

②協力者名簿を更新・管理する

少なくとも年1回は協力者名簿の情報を確認し、緊急時に連絡がとれるようにしておく。

《大規模災害後の全木協の応急仮設木造住宅の建設への県連・組合の対応》

	被災地の県連・組合	被災地以外の県連・組合
【ステップ1】 初動(災害発生後から 数日)の対応	①全建総連作成の「応急仮設木造住宅建設の労働者供給に係る現地事務局対応マニュアル」を確認。 ②マニュアルに基づき想定された「事務局体制」(応急仮設木造住宅建設の担当部署・担当者は「全木協・災害時現地建設本部・現地事務局」のスタッフとなる。 ③マニュアルに基づき準備された応急仮設木造住宅建設の「協力者名簿」を確認し、安否と連絡先を確認。 ④マニュアルに基づき想定された「全木協・災害時現地建設本部・現地事務局)」の被災地の県連・組合での設置場所を確認。 ⑤マニュアルに基づき現地事務局で必要になる機材等の調達先を確認。	①全建総連作成の「応急仮設木造住宅建設の労働者供給に係る現地事務局対応マニュアル」を確認。 ②マニュアルに基づき想定された「事務局体制」(応急仮設木造住宅建設の担当部署・担当者)を確認。 ③マニュアルに基づき準備された応急仮設木造住宅建設の「協力者名簿」を確認し、連絡先を確認。
【ステップ2】 被災県から全木協に 協力要請があった後 の対応	①「全木協・災害時現地建設本部・現地事務局」を設置。 ②「協力者名簿」にある組合員に応急仮設 木造住宅が建設されることを連絡し、労 働条件等を改めて説明。	①「協力者名簿」にある組合員 に応急仮設木造住宅が建設さ れることを連絡し、労働条件 等を改めて説明。
【ステップ3】 主幹事工務店より現地 事務局に労働者供給の 依頼があった後の対応	①現地事務局で「協力者名簿」にある組合 員に現場情報、労務期間等を案内し従事 できる方を確保。	①県連・組合で「協力者名簿」 にある組合員に現場情報、労 務期間等を案内し従事できる 方を確保。 ②確保できた従事者の名簿を現 地事務局に提出。

(3)被災住宅に対する支援

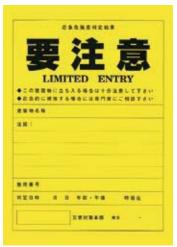
1)被災建築物の判定と罹災証明

①被災建築物応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する 余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危 険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、被災者がその まま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなど、居住者はもとより 付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する ために地方自治体が行う調査です。

《判定ステッカー》







(全国被災建築物応急危険度判定協議会 作成)

地震により被災した建築物を対象に、その建築物の内部に立ち入り、建築物の傾斜、沈下及び構造躯体の損傷状況等を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のために復旧の要否を判定するものです。

この調査には、建築構造に関する専門的知識が求められるため、判定は原則とし

て建築技術者が行います。なお、こ の調査は、建物の所有者が建築技術 者と契約を結び実施するものです。

応急危険度判定は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきものですが、東日本大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から自治体だけでは対応が難しいと考えられます。

そこで、ボランティアとして協力してもらう建築士等に、応急危険度判定に関する講習を受講していただくことなどにより、「応急危険度判定士」として都道府県が養成、登録を行っています。2012年3月末現在の全国の応急危険度判定士数は100.498名と公表されています。

参考:全国被災建築物応急危険度判定協議会(http://www.kenchiku-bosai.or.jp/oq/)

②罹災証明(家屋の財産的被害程度の認定)

罹災証明は、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の 減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市町村長 が証明するものです。

罹災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度(全壊、半壊等)を明らかにするものです。

2) 災害救助法による救助~住宅の応急修理

国による災害救助法にもとづく救助の種類は次の通りです。

①避難所、応急仮設住宅の設置 ⑥住宅の応急修理

②食品、飲料水の給 ⑦学用品の給与

③被服、寝具等の給与 8埋葬

④医療、助産 9死体の捜索及び処理

⑤被災者の救出 ⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

災害救助法が適用となった市町村に居住している住民が、上記の救助を受けることになります。

救助の程度、方法及び期間は、厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県 知事が定めるところにより現物で行うこととされています。

したがって、「住宅の応急修理」は現物で救助が行われることになっています。 そのため、応急修理は、市町村が業者に委託して実施することになっています。 修理限度額は1世帯あたり52万円(同じ住宅に2世帯以上が同居している場合は 1世帯とみなされる)。住宅が半壊又は半焼以上の被災を受け、応急仮設住宅に入 居しない世帯が対象となります。

罹災証明が「半壊」の場合、所得制限があります。

住宅の応急修理は居室、炊事場、便所等の日常生活に必要欠くことのできない 部分で、より緊急を要する箇所について実施されます。

緊急度の優先順は、①屋根・柱・床・外壁・基礎等、②ドア・窓等の開口部、 ③上下水道・電気,ガス等の配管・配線、④衛生設備 となっています。

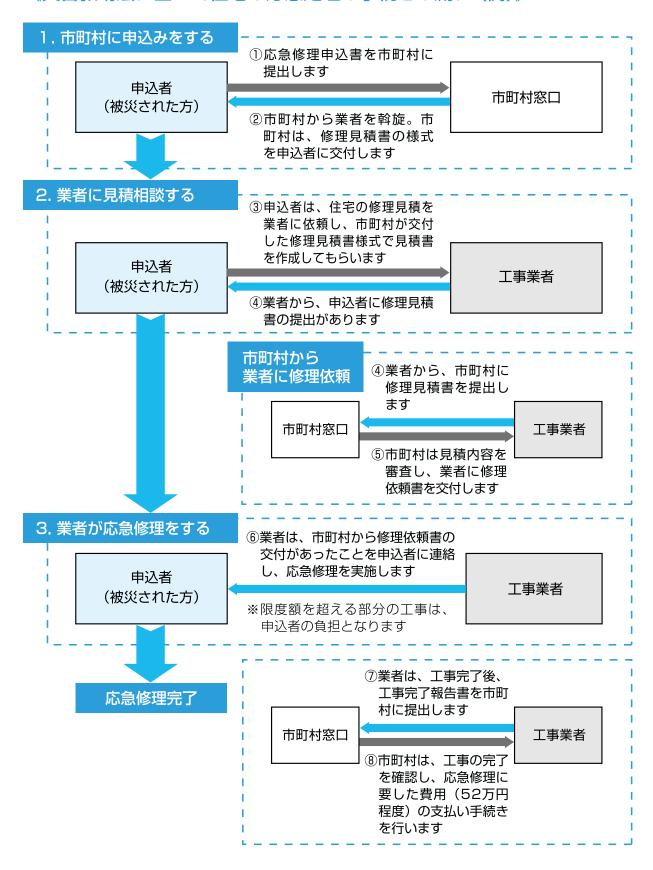
工事完了期限は、原則として災害発生日より1カ月以内とされていますが、新潟県中越地震や東日本大震災など大規模災害の場合、延長されてきました。

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」

全壊・大規模半壊又は半壊した住宅を市町村が業者に委託して一定の範囲内で住宅を応急修理する制度。

対象世帯	以下の全ての要件を満たす世帯が対象 ①大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと(市町村が発行する罹災証明書が必要)。全壊の場合でも応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象 ②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること ③応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと
所得制限等	世帯全体の前々年の年収などが、次のいずれかに該当する世帯が対象 ①世帯全体の年収が500万円以下の場合 ②世帯全体の年収が500万円超700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯 ③世帯全体の年収が700万円超800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯 ※大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯は所得制限なし。
応急内容	居室、炊事場、トイレなどの日常生活に欠くことができない部分であって、より緊急を要する箇所について実施 【緊急度の優先順】 ア)屋根・柱・床・外壁・基礎等 イ)ドア・窓等の外部に面する開口部 ウ)上下水道・電気・ガス等の配管・配線 エ)衛生設備 ※災害の被害と直接関係のある修理のみが対象 ※内装に関するものは原則として対象外 ※家電製品は対象外
限度額	一世帯あたりの限度額52万円 ※同一世帯(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも一世 帯あたりの限度額以内となる。 ※全壊か大規模半壊の被害を受けた住宅は被災者生活再建支援金 を使って「住宅の応急修理制度」と合わせて住宅の補修が可能
工事完了期限	原則として災害発生日より1ヵ月以内

《災害救助法に基づく住宅の応急処理の手続きの流れ(例)》



様式第2号

住宅応急修理見積書

記入例 ※見積書の書式は自治体

見積金額(応急修理分) **504,000** 円 (他に被災者負担分 **126,000**

によって異なります 円)

					·
工事名称	対象 (※ 1)	数量	単 価	金額	備考
1 仮設工事	0	一式	●●●円	31,500円	屋根工事の仮設
2 木工事					
玄関庇修繕					玄関出入り口の確保
杉板●ミリ×●ミリ	0	● mi	●●●円	31,500円	
合板●ミリ厚	0	●枚	●●●円	31,500円	
外壁修繕					耐震性確保
筋交●ミリ×●ミリ	0	● m²	●●●円	31,500円	
合板●ミリ厚	0	●枚	●●●円	31,500円	壁下地、内壁の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	0	● m l	●●●円	31,500円	
金物	0	一式	●●●円	31,500円	庇、外壁補修用
施工費	0	●人	●●●円	31,500円	
3 屋根工事					
菱生	0	●枚	●●●円	31,500円	ブルーシート
板金工事	0	一式	●●●円	31,500円	
兩樋	0	一 式	●●●円	31,500円	氷柱防止
施工費	0	●人	●●●円	31,500円	
4 窓工事					
ガラス工事	0	●枚	●●●円	31,500円	
雑工事	0	一式	●●●円	31,500円	サッシ鍵取替え
5 衛生設備工事					
便器取替え	0	一台	●●●円	31,500円	破損ロータンク含む
配管工事	0	● m	●●●円	31,500円	
下地補修	×	● m	●●●円	31,500円	
仕上げタイル補修	×	● m²	●●●円	31,500円	便器取替えの付帯工事
施工費	×	●人	●●●円	31,500円	
6 畳工事					
畳の取替え	×	●人	●●●円	31,500円	老朽化による取り替え
合 計	1			630, 000 円	
(うち消費税)	1			30,000 円	
応急修理分	7			504,000 円	(※2)
被災者負担分	/			126,000 円	(※3)
被火有負担力※1 住宅の応急修理の対象	しんファギ) = 01 \ [C	ト・ナー キャ キ ・1・よっと よっ・・		(1117)

- ※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること
- ※2 1世帯あたりの限度智を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること ※3 被災者負担分は、被災者生活再建支援金」の対象とすることができる

応急修理の対象となる工事には優先順位 があります。この例では、①木工事や屋 根工事の構造体に係る工事(仮設工事を 含む)と②窓工事、③衛生設備工事、④ 畳替えがありますが、応急修理の優先順 位に従って、対象を決定しています。

(業者記入)

登録番号

(般-●●) 第●●●●●号

住 所 会社名

●●県●●市●●1-2-3

株式会社●●工務店 代表者名 代表取締役 ●● ●●

印

上記の見積もりを確認しました。(修理申込者記入)

平成●●年●●月●●日

●●県●●郡●●町1-2 住 所

氏 名 •• •• ĘΠ

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

見本

住宅応急修繕工事

収入 印紙

	請負契約書	善(被災者負担分)		貼付
工事名称				
工事場所				
工期平成	年 月 日よ	り 平成 年 月	日まで	
		代表者		<u></u>
電話				
1. 請負金額 2. 工事内訳	金	円(税込)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
(別途添付)	工事項目 1. 応急修繕工事 2. 3.	(国制度、県制度以外)	金額	円
	4. 5. 合計			円
3. 支払方法	うち消費税額 () 竣工時		 <u>円(税込)</u> 円(税込)	••
		当事者が署名押印の上、		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
見えない部分等の	状況により施工内容やコ	お客様宅のものを使用させ L事金額に予測できない変更	が生じる場合	があります
っては本契約とは	別途約定となる場合もあ	す。なお、応急修繕であるた っることをご了承くださるよ 錜額のうち、国・県制度に基	うお願いいた	します。

した金額です。ただし、工事全体の見積内訳書をもってご説明させていただく場合もあります。

3)被災者生活再建支援制度~住宅の再建に対する支援金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合で、災害救助法の適用となった場合や1つの市町村で10世帯以上の住宅全壊被害が発生した災害などを対象にしています。

国と地方自治体が基金を積み、基金から支給されます。

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります(世帯の構成員が複数の場合。単数世詩は下記より少なくなります)。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

全壞等100万円 大規模半壞50万円

※災害のあった日から13ヶ月の間

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

建設・購入200万円 補修100万円 賃借50万円

※賃借は公営住宅を除きます。いったん住宅を賃借した後、住宅を建設・ 購入する場合は、合計で200万円(賃借後に補修する場合は合計100 万円)です。

※災害のあった日から37ヶ月の間

支援金の申請・支給には申請書を作成し、必要書類を添えて、地元の市町村に提出します。住宅の被害程度の確認は、「罹災証明」が必要です。

参考:内閣府「被災者に対する支援制度」

http://www.bousai.go.jp/4fukkyu_fukkou/seido.html

《被災者生活再建支援制度の概要》

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①~③の区域に隣接し、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)
 - ※ ④~⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

- (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
被害程度	(2. ①に該当)	(2. ②に該当)	(2. ③に該当)	(2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の 再建方法	建設•購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金: り災証明書、住民票 等

②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内

②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

●第3部●

組合の救援体制づくりと支援活動、平時の備え

1 災害時の活動体制の構築と支援活動

(1)被災状況の把握と支援対策本部設置の判断

災害が発生した場合、自分や家族の安全確保を最優先にしながら、近隣の被害状況 の確認や人命救助をできる限り行います。

同時に、組合として、災害規模が大きいなど組合全体としての支援の取り組みが必要と判断される場合には、速やかに対策本部を設置して、組織的に仲間や家族の安否確認や被災状況の把握、支援活動に取り組んでいきます。

1)全建総連

全建総連では、災害が発生した場合、下記の災害規模に応じて、支援活動を進めていきます(レベル2~3の場合、支援対策本部を設置)。

■= 災害規模(レベル 1 ~レベル 3)に応じた支援活動 =

レベル1=災害範囲が1都道府県内で比較的中小規模の場合

現地組合と全建総連本部が連絡調整を行いながら支援活動内容を決 定する

レベル2=災害範囲が複数の都道府県内にまたがる 比較的大・中規模の場合

全建総連支援対策本部を設置し、当該地方協議会を中心に支援活動 体制を組む

レベル3=災害範囲が複数の都道府県におよび 非常に大規模な災害の場合

全建総連支援対策本部を設置し、全国的な支援活動体制を組む ※東日本大震災は、レベル3に該当

2) 現地組合

安否確認や被災状況の把握を進めながら、災害規模が大きいなど組合全体としての支援の取り組みが必要と判断される場合には、速やかに対策本部を設置します。

(2)対策本部の設置、支援活動

1) 全建総連

全建総連における対策本部の設置にあたっては、2006年に確認された「地域が安全で安心して暮らせるまちであるために」の方針にもとづいて、下記の構成を確認するとともに、情報収集や連絡調整、各種支援活動に取り組みます。

①対策本部の構成、事務所機能の場所の決定

本部長 : 中央執行委員長

副本部長: 当該地協の副委員長

書記長

事務局長:書記次長

事務局(必要に応じて本部書記局員が各班にわかれ支援体制をとる)

<役割> 【情報収集】現地との連絡体制の確保と被災状況の把握

【連絡調整】国土交通省等の関係省庁や関係団体との連絡調整

【支援活動】応急、復旧、復興等の支援体制の確立と活動

≪東日本大震災での対応・経験から≫ ※特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

- ○地震発生(2011年3月11日午後2時46分)の約1時間後の午後3時40分に田村中央執行委員長(当時)を本部長とする全建総連支援対策本部を設置。
- ○震災4日後の3/15に書記局員の被災地への派遣を決定(3/16以降、順次現地入りして生活物資の支援、被災状況等の把握に努める)。
- ○3/23に開催した四役·専門部長会議で対策本部のメンバーを「四役·専門部長全員」と「全建総連本部書記局全員」とすることを正式に決定。専従役員と書記で構成する班を編成する(岩手班・宮城班・福島班・茨城班・栃木班・千葉班、および仕事支援班、物資支援班)。

事務所機能の場所については、基本は東京の全建総連本部としますが、全建総連本部会館が首都直下型地震などにより大きな被害を受け、全建総連本部が機能しない場合には、中央執行委員長と書記長及び書記次長が連絡調整のうえ、仮事務所を設置するか、それができない場合には災害地域にできるだけ近い場所に支援対策本部を設置します。

②現地組合と連携しながら支援活動内容の検討・決定、全国的な支援 活動体制の構築(物資・カンパ等)

現地組合(対策本部)と連携して、被害状況の把握、組合の事務機能の復旧作業の 手伝い、各種の支援活動内容の検討・決定をします(支援内容は、時間の経過ととも に変わっていくため、必要に応じて対策会議を開催します)。

対策本部で決定した支援活動を各県連・組合の協力のもとに迅速に進めながら、一日も早い被災地の復旧・復興に向けて尽力します。

減災対策・災害支援は 組合の社会的役割

≪東日本大震災での対応・経験から≫ ※特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

- ○震災発生から8日後の3/19に、被災地から要望が多かった救援物資の支援(ブルーシート、カセットコンロ、ガスボンベ)を全国によびかける。
- ○3/23に、臨時の四役・専門部長会議を全建総連会館で開催し「救援募金」の取り組みを決定する(組合費納入人員一人当たり1,000円を基準に)。
- ○通常5月に開催する中央執行委員会を4/15に前倒して開催し、被災組合員と被災組合に対する支援方策として、ア)物的支援、イ)財政的支援、ウ)人的支援の3点を掲げ、取り組みを意思統一する。
 - ア)の物的支援は、被災状況によって必要とされるものが異なることから各班を通じて現地の要望を把握し、それを全国に紹介して物資を募ることとする(震災の発生した3月中は、飲料水、カイロ、衣類、乾電池、歯磨きセット、常備薬等の生活支援物資を中心に現地に送る。4月に入ると、工具類として、丸鋸、インパクトドライバー、さしがね、バール、金槌、鋸、電源延長コード、電源延長ドラムなど、また、衣類として作業着、軍手、長靴など、さらに資材としてブルーシート、土嚢袋などの物資を支援)。
 - イ)の財政的支援は、組合費納入人員一人当たり1,000円を目処に募金活動を行うこととする(8月末まで~最終的に約3億5千万円を集約)。
 - ウ)の人的支援は、仮設住宅の建設に向けて、地元組合を中心としながら、当該 県で労働力不足が発生し、その組合から要請があった場合には支援対策を構築する ことを確認するとともに、一定の条件が整えば無償ボランティアの派遣も追求して いくことを確認する。

≡支援物資を送る時(梱包時)の注意 ==

被災地の事情に配慮し、支援物資が被災地の負担とならないようにすることが必要です。

- ・1つの箱に入れる物資は1種類
- ・箱の外側に品名・数量を書く
- ・腐るものはダメ
- ・保存食品も賞味期限まで余裕のあるものにする
- ・古着などは送らない

≪東日本大震災での主な物的支援(全国から全建総連本部に寄せられた物)≫

ア) 主な電動工具類

電動丸鋸	365台	高圧洗浄機	1台
インパクトドライバー	233台	発電機	15台
インパクトレンチ	53台	削岩機	1台
電動ドリル	129台	釘打ち機	58台
電動溝切り	36台	押し切り機	26台
電動鉋	69台	コンプレッサー	23台
電動角ノミ	27台	エアー工具	33台
丸鋸盤	11台	ビットセット	10台
チェーンソー	7台	スライド鉋盤	5台
ジグソー	18台	集塵機	3台
サンダー	39台	ブロア	7台
トリマー	3台	ルーター	4台
電動砥石	3台	送風機	1台
ハンドミキサー	6台	ボード切り盤	2台
		合 計	1,198台

イ) 主な手工具類

さしがね	539本	メジャー	368個
釘袋	284枚	金槌	797丁
鋸 (全般)	784丁	バール	491丁
釘締め	173本	鉋	124台
水平器	33台	レベル	72台
延長コード	231本	コードリール	143個
鑿 (ノミ)	206本	合 計	4,245

ウ)主な資材

ブルーシート	6,037	土嚢袋	5,687
鋸替え刃(片·両刃)	284	釘(種類が多い)	多数
丸鋸替え刃	139	ビス(種類が多い)	多数
木工ボンド	144	合 計	12,291+多数

エ)主な作業関係物資類及び食料品類

作業服上下	373着	飲料水2L	252本
作業上着	81着	飲料水1.5L	16本
作業ズボン	87本	飲料水1L	948本
雨合羽	157枚	乾パン(200g)	40食
防寒着	200着	非常用ご飯	144食
安全靴	102足	お米 (kg)	250
長靴	126足	乾麺(kg)	80
ゴム付手袋	1,118双	醤油1.8L	50本
軍手	4,298双	塩 (kg)	50
軍足	1,064足	砂糖(kg)	50
革手袋	22双	缶詰 (3P)	48個
ヘルメット	420個	缶ビール	20缶
マスク	31,699枚	日本酒(2L)	50本
防塵マスク	80枚	みそ (755g)	50袋
地下足袋	3足	茶葉 (500g)	20袋
合計	39,830	たばこ	200個
		合計	2,124

才) 生活関連物資類

カセットコンロ	264台	歯ブラシ	139本
カセットボンベ	1,730本	湿布薬	100枚
カイロ	5,756枚	絆創膏	2,700枚
タオル	8,818枚	綿棒	400本
バスタオル	119枚	胃薬	230包
衣類	多数	風邪薬	600錠
消毒用スプレー	6,004本	ローソク類	342本
石鹸等	多数	乾電池類	704個
家庭常備薬セット	358	自転車	4台
救急グッズセット	145	自動車	1台
歯磨きセット	680	携帯用充電器	20台
歯磨き粉	32本	合計	28,316

(2011年8月31日現在)

③復興支援ボランティア活動の実施

現地の被災状況を把握しながら、必要に応じて支援ボランティア活動の実施を検討し、実施を決定した場合には、各県連・組合に協力を要請します。

≪東日本大震災での対応・経験から≫ ※特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

- ○4/26~4/27にかけて、ボランティア活動実施に向けて、全建総連と首都圏の組合が岩手県の被災地(釜石、陸前高田、大船渡各市)を現場視察。
- ○震災から約2ヵ月後の5/14~5/19の間、岩手県大船渡市の民宿を拠点に無償ボランティア活動を行う。地元組合や関東、兵庫から約120人の仲間が参加。

岩手県大槌町、釜石市の自治体担当者や被災者に「津波地震で壊れた住宅の簡易な修理を無料で行います」とお知らせし、地元新聞にも全建総連のボランティア活動が紹介される(主な活動は、津波で損傷を受けた窓ガラスや壁、床板を合板に張り替え、建てつけの調整など)。

大槌建成組合の事務所が津波で流失していたことから、自らも被災した事務職員 のご自宅を仮事務所に、倉庫をボランティア活動のための資材等の置き場として提 供していただき、ボランティアセンターとする。

══ ボランティア活動での保険加入について ══

新潟県中越地震では、地元の社会福祉協議会が運営しているボランティア保険に加入し(死亡保険金1,161.9万円、入院保険金6,200円/日、通院保険金4,000円/日、保険料は自治体負担)、阪神淡路大震災では、地元の受け入れ工務店と雇用契約を結び労災保険を適用できるようにしました。東日本大震災では、東京都の社会福祉協議会が運営しているボランティア保険に加入し、活動中の事故等に備えました。(死亡保険金3,043.4万円、入院保険金11,000円/日、通院保険金7,000円/日、保険料(1人700円)は全建総連で負担)。

ボランティア活動に取り組む際には、こうした経験を基本として、支援活動の形態 にあわせた保険加入を行っていきます。

④関係省庁等への連絡、要請

全建総連では、被災状況等を関係省庁等に連絡するとともに、被災地等からの要望を集約しながら必要に応じて要請行動に取り組んでいきます。

≪東日本大震災での対応・経験から≫ **特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

- ○震災発生から11日後の3/22に平野内閣府副大臣(当時)から住宅復旧などの対応で直接協力を要請される。全建総連は全面的に協力する意思を表明するとともに、 建材不足への対応等を要望する。
- ○3/23に国交省の審議官と住宅生産課長が全建総連会館に来館し、住宅復旧等の対応 について意見交換する。全建総連から復興支援と建材の安定供給等について要請する。
- ○3/24に厚労省の労働基準局労災管理課に対して、復興支援活動でのアスベストばく 露防止や作業で被災した建設労働者への速やかな労災適用、労働保険事務組合の機能 維持に係る速やかな対応を要請(この要請を受けて、3/28に厚労省は災害復旧工事 における労災防止対策の徹底について通達を出し、がれき処理等に従事する労働者に 対して呼吸用保護具の着用を勧奨する必要があるとし、企業から提供をうけた使い捨 て式防塵マスク2万強を被災地の各労働局に配布することを発表。その後、4月中旬 には防塵マスクメーカーから7万枚の追加提供を受け労働局で配布される)。

また同日、労働基準局勤労者生活課に対して、建退共制度加入者に対する当面の 回復措置と緊急対応を要請、また、能力開発局に対して被災地域の認定共同職業訓 練校に対する緩和措置を要請。

- ○3/25に厚労省保険局に対し被災者救済について要請。国保組合が行う保険料減免・ 窓口負担免除等の措置に対する公費投入など必要な施策を求める。
- ○3/31に国交省から全建総連と全建連に対し木造仮設住宅建設への正式な協力要請がある。
- ○4/8に建退共事業本部に対し、「被害にあった建退共制度加入者の保護」と「事務組合・任意組合の事務手続きの適切な回復措置」を要請。
- ○4/14に東京電力に対し「原発事故に起因するさまざまな被害をうけた地域の産業 及び住民に対して充分な補償を行うこと」などを要請。
- ○4/22に厚労省に対し、原発被害の収束が見えない福島などから「労働保険料の免除、減免措置を確実にしてほしい」との要望を受け、全建総連が再び要請。
- ○5/13に大畠国土交通大臣(当時)と面会し、仮設住宅建設への全建総連の協力を 求められる。
- ○6/3に厚労省職業安定局建設港湾対策室に対し、「復旧・復興支援活動のガレキ撤去作業などを含む作業員の賃金・単価と労働条件の改善」を求める。
- ○7/8に次年度予算の概算要求とあわせて原発事故の損害賠償などについて民主党へ要請。
- ※上記の他、7月と11月の予算要求中央総決起大会時にも関係省庁に要請

⑤支援活動等を全国に発信、災害見舞申請の受付・支給

現地の被災状況や組合の支援活動を掲載したニュースの随時発行やホームページ等を通じて全国各県連・組合に連絡するとともに、 活動終了後に報告書を作成し経験を蓄積します。

また被災状況の集約やカンパの取り組み等を勘案しながら、適切な時期に災害見舞申請の受付・支給を行います。

2) 現地組合

①対策本部の設置、事務所機能の場所の決定

対策本部の設置にあたっては、本部長(例:委員長)や副本部長(例:副委員長)、 事務局長(例:書記長)のほか、構成メンバー(例:執行委員)や事務局内の任務分 担(情報収集、連絡調整、支援活動隊など)を確認し、指示系統を明確にします。

震災直後から数日にわたって一部の単組や支部と連絡がとれない事態もありえますが、その場合は、まず集合できる範囲で(例:委員長や書記長が対策本部に駆けつけられない場合は副委員長や書記次長が代行して)、対策本部を立ち上げて組織的に安否確認や被災状況の情報収集などを進めていきます。

≪東日本大震災での対応・経験から≫ ※特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

- 〇岩手県連~震災3日後の3/14に対策本部を立ち上げる(当時、太平洋沿岸の宮古と大槌の組合は連絡不通の状況だった)。
- ○宮城県連~震災1週間後の3/18に県連・国保合同の対策会議を開催し合同の対策 本部の立ち上げを確認する。
- ○全建総連福島~震災3日後の3/14に対策本部を立ち上げる(当時、太平洋沿岸の5 単組の各事務所とは連絡不通だったものの、事務局とは連絡がとれる状況だった)。

また、事務所機能の場所の決定では、組合事務所が大きな被害をうけて機能する見通しが立たない場合には、対策本部等で協議し、災害地域にできるだけ近い場所に仮事務所を設置するなどの対応をとります。

②被災した全ての組合員・家族の安否確認と被災状況の把握、被災者への情報提供など

各級機関(単組・支部等)との連絡体制を確保し、互いに連携を取りながら、被災した全ての組合員・家族の安否確認と被災状況の把握を進めます。また、地域における避難所開設状況や医療機関、ライフライン復旧等の情報を収集し、被災者に対して電話連絡や組合ホームページ等への掲示を通じて情報提供を行います。

安否確認や各情報収集では、その情報の一元化が大切であり、まとめたものを対策本部内で共有します。

安否確認を迅速に行うためには、平時から、連絡手段(携帯電話やメールなど)と

連絡ルート(安否確認の分担)を検討しておくことが大切です(「緊急時の連絡体制の整備 | 51 p を参照)。

なお、震災から数日間にわたって、携帯電話等の通信機器はつながりにくくなったり、不通となる状況が東日本大震災の際、発生しました。通信機器が使えない中での安否確認では、「支部等の役員や対策本部メンバーが直接現地入りして確認」、「各避難所を訪問して声かけや安否確認ポスターを掲示、自治体の協力を得て避難者リストと組合員リストを照合、館内放送が可能な場合は協力を得てよびかける」、「市役所を訪問して各自治体がまとめた行方不明者名簿(家族等から確認依頼が出されている人)・死亡者名簿と組合員名簿を照合して確認」などのほか、岩手県連では郵便事情が改善した3月下旬に、甚大な被害をうけた組合の組合員全員に往復八ガキを送って、安否確認、被害実態、避難場所の情報、緊急必需品の調査を行いました。

③全建総連支援対策本部と連携しながら、被災者の実情に応じた支援 内容の検討・決定

仲間の安否確認、被災状況を対策本部で集約し、被災者の実情に応じた支援内容を 対策会議で協議し(支援内容は、時間の経過とともに変わっていくため、必要に応じ て対策会議を開催)、全建総連支援対策本部とも連携しながら決定します。

④全国からの支援受け入れ態勢の構築と被災者への物資支援、見舞金 等の受付・支給

組合事務所や道路等の被災・復旧状況を把握しながら、全国からの支援物資の受け 入れ態勢を整えます。受け入れ場所は組合本部に集中させることはなるべく避け、被 災地各所に可能な限り分散して、被災者への分配が迅速にできる体制を追求します。

また、被災状況の集約や全国からの支援状況も鑑みながら、適切な時期に見舞金等の受付・支給を行います。

《東日本大震災での対応・経験から》 ※特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

- ○宅配業者が被災地での営業を再開する3月下旬までの間、近隣の秋田建労と山形県連の協力を得て、両組合事務所を救援物資の送り先の拠点とし、そこから被災地の組合へ運ぶ。
- ○岩手県連では、支援のあった大工道具の被災者への分配にあたり、大工道具引渡式 を組合事務所や訓練校(駐車場や体育館)などで実施するほか、仮設住宅入居の組 合員を訪問して手渡すなどの取り組みを行う。
- ○宮城県連では、3月下旬、県内の6つの単組を支援物資の中継拠点とし、そこから 各単組に届けることとする。被害の大きかった沿岸部の組合については対策本部が 直轄で支援物資を届ける。大工道具の支援では、被災者への引渡しは抽選方式で行 い、番号順に希望する道具を手渡す。
- ○被災者への物資支援にあたり、震災当初はガソリン不足が深刻な状況だったが、最 寄りの警察署等で緊急車両(災害支援)等の指定を受けると一般車両に優先して給 油をうけることができた。

⑤自治体等への要請など

地域の復旧・復興の過程で、建設労働組合が果たせる役割、積極的な協力表明を自 治体に対して行うとともに、被災者の要望等を集約しながら、賃金・単価、労働条件 の確保等について必要に応じて要請を行っていきます。

≪東日本大震災での対応・経験から≫ **特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

○ (岩手) 震災発生から4日後の3/15に緊急復興対策の県知事要請を行う(復興工事にあたり建設業者への優先的な燃料確保の要請と復興支援対策補修にかかる工事への協力の意思があることを伝える)。

3/28には県連事務所に県議会議員が意見要望等の聞き取りのため来所し、燃料の確保や住宅復興支援、きちんとした賃金・単価、労働条件を県が決めるよう要請する。

- (宮城) 6/6に南三陸町と気仙沼市に対し、復旧・復興計画が地元建設業者・建設職人の雇用確保と生活再建の後押しとなるよう求める。
- ○(福島)4/20に東京電力に充分な補償を要請。6/20には福島県に対して原発事故に関して要請(「県民及び県内の団体・組織を全て賠償対象にすること」「『原子力災害被災中小企業に対する仮払い補償の早期実施に向けた協議会』などに加入していない団体などへの賠償窓口を設置すること」)。

7月下旬以降、「東電原発仮払補償金支払説明会」や「災害関連税制・融資の特例・ 雇用に関する説明会」を県連会館をはじめ各地で開催する。

○ (千葉土建) 3/13に対策本部が千葉支部と協力して国会議員や県会議員とともに 美浜区の液状化の被害調査を行う。

3/15に浦安市社会福祉協議会に重機などでの泥(液状化)撤去作業他の提案や各市へ災害復旧などの支援意思を伝える。重機を手配して「土砂の撤去」部隊を組織して活動する。

3/17には我孫子市に対し「屋根・瓦などの落下・破損の実態調査及び応急措置」「リフォーム助成活用の受付開始」を要請。

2 平時の備え、日常的な体制の整備

(1) 災害時を想定した事務局体制(災害対策本部体制)の検討、 行動マニュアル作り

災害が発生しても機動的に対応できるように、平時から災害時の体制づくりを想定して各級機関の会議等で検討を重ねるとともに、支援活動に対する意識を高めます。 また、本パンフ等を参考にしていただきながら、地域の実情に合った災害時の行動マニュアルの検討・作成を進め、いざという時の備えをしておくことが大切です。

(2) 緊急時の連絡体制の整備

災害発生時にまず組合に求められるのは、仲間と家族の安否確認、被災状況の把握です。「生命は無事か?」「ケガはしていないか?」「家屋の損害はどうか?」「地域のインフラ等の被害はないか?」など、被災にあった仲間の状況を正確につかむことで、組合が果たせる役割、仲間から求められていることが見えてきます。

安否確認等を迅速に行うためには、平時から、連絡ルート、安否確認の分担、連絡 手段(携帯電話やメールなど)を決めておくことが欠かせません。災害発生時に誰が どこに連絡するのか、連絡ルート(安否確認の分担)の確立と連絡手段を検討し、緊 急連絡網の整備を進めましょう。そして、各自が平時から認識できるよう必要な範囲 で情報(名簿等)を共有します。

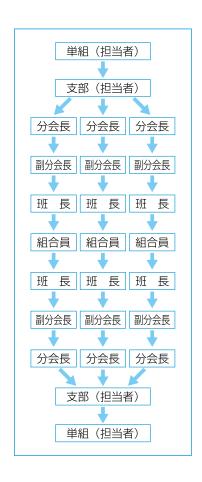
1) 連絡ルートの確立

まず第一に、災害時に支援対策本部の中心を担う こととなる役員や書記、職員の連絡ルートが整備さ れていないところは、早急に整備を進めましょう。

次に、単組・支部・分会・班(群)の各級段階で、 地域や組織の実情に合わせて、どのような連絡ルート(任務分担)を構築すると安否確認等が迅速に行 えるのかを検討して整備を進めます。

連絡ルートの例では、①各班の組合員の状況を班長が集約して分会長へ報告、②分会長は支部へ報告、③支部では安否確認等の担当者を決めて支部全体の状況を管理するとともに、単組本部へ連絡、④単組本部でも集約担当者を決めて組合全体の状況を管理する。

また、基礎組織として分会はなく班のみがある場合の例では、①各班の組合員の状況を班長が集約して支部長または支部の担当者へ報告、②支部では安否確認等の集約担当者を決めて支部全体の状況を管



減災対策・災害支援は 組合の社会的役割

理するとともに、単組本部へ連絡、④単組本部でも 集約担当者を決めて組合全体の状況を管理する。

- *任務分担者が被災するなどして連絡ルート通りに 確認作業ができない場合には、役員等で対応を検 討して、活動できるメンバーを中心に安否確認で きる連絡体制をつくる。
- *役員は努めて自分の安否や地域の被災状況を組合 事務所等へ連絡する。

2) 連絡手段(緊急連絡網)の整備 ~仲間の携帯電話(スマートフォン)の

番号登録を進めよう~

固定電話の登録だけでは、仲間が避難所等へ避難している場合などは連絡がつきません。携帯電話は、ほとんど全ての仲間が持っていると思われます。災害発生からしばらくの間は回線の混雑等によりつながりにくくなることがありますが、その場合はSMS(ショート・メッセージ・サービス)を活用するなどの対応も取れます。SMSは文字数に制限があり、送受信も遅れることがありえますが、最終的には情報を基本的に相手に送り届けることができるので有効です。組合によっては、長文が送れる携帯メールアドレスの登録を進めている組合もあります。

東日本大震災の際、全建総連福島では、組合員の携帯電話連絡網が整備されていたため、原発事故等により避難していた仲間の安否確認に大いに役立ったとの経験もあります。

非常時等の連絡先として、仲間の理解と協力を得ながら、加入申込書等への記載などを通じて携帯番号等の登録を進め、緊急時に備えましょう。

なお、緊急連絡網は、年に1回程度は情報更新(確認)をしていざという時に使えるものとしておきます。

また、組合事務所間の連絡手段について、全建総連福島では、東日本大震災の際に被災した単組との連絡が困難を極めた経験から、災害後、県連事務所と各単組事務所の間に専用線を引いて拠点間のインターネット回線を一元化するなど、セキュリティー強化と合わせ災害時の通話体制を強化しています。これにより日常においても拠点間の通話料が無料となるなど、コスト削減にもつながっています。実際に、東日本大震災での経験で「電話は通常回線でつながりにくい状況が3日程続いたが、インターネット回線(IP電話)には問題はなかった」(千葉土建)との報告もあります。

発達したIT技術を活かした連絡体制の強化についても検討を進めていきます。

(3)組合事務所の災害対策

組合事務所は、災害時に各支援活動の拠点として重要な役割を担います。また災害発生時に屋内の人命を守るために、平時から建物の耐震対策をして安全性を高めておくことが大切です。

耐震対策には、建物本体の体力を確保する「建物対策」と屋内の減災を図る「屋内対策」の2つがあります。2つを同時に進めることでケガ等の危険を低めるようにします。

1)建物対策

災害時に倒壊しない水準に補強し、命をしっかりと守れるようにするため、必要に応じて、耐震診断・耐震改修を進めます。特に、建築基準法が改正された1981年6/1前に建築確認を受けた建物は旧耐震基準(震度5強程度の揺れで倒壊しない水準)に基づくものであるため、注意が必要です。

また、屋外の看板やブロック等の点検も定期的に行います。

2)屋内対策

①ロッカー等の転倒防止対策をしておく

地震の揺れに備え、転倒防止金具(器具)等によってロッカーや書棚等を固定したり、コピー機やFAX機等の飛び出し防止策などをしておくと被害軽減に役立つとともに、避難路の確保にもつながります。また、ガラス飛散防止対策もケガを防ぎます。 屋内対策を施せば、復旧作業も少なくすむため、被災後の事務所復旧を早める効果もあります。

また、落下物から人命の安全を確保するため、事務机の下には極力荷物等を置かないようにするとともに、身の回りの整理整頓に努めます。

②避難路を確保する

いざという時に迅速に避難できるよう、避難経路(廊下)や避難口(出入口)、階段、 防火シャッターの近くには荷物をおかず、通路を確保しておきます。

③重要書類の整理・保管、非常持ち出し品の準備

災害時に備え、印鑑や通帳、登記書類等の重要書類は耐火金庫等に保管しておきます。非常時にやむをえず(最小限)外へ持ち出しすべきものを日頃から整理しておきます。

また、非常持ち出し用に、両手が使えるリュックサック等を準備しておき、応急医薬品や防災用品(懐中電灯、携帯用ラジオ、電池)、非常食·水、名簿(役員·書記・職員の緊急連絡先)などを収納しておきます。数量は書記局員等の人数などを勘案して決めます。

(4) 緊急用品の備蓄(食料・資機材等)

大規模災害が発生した場合、国や地方自治体の効果的な支援を得られるまでには 72時間(3日間)必要と言われています。その間は、自分たちの力で生き延びられ る準備をしておく必要があります。

しかし、災害発生時に緊急用品を調達することは、店舗の被災や購入者の殺到も考えられ、非常に困難です。実際に、東日本大震災では、災害直後にスーパー等に買い物客が殺到して入場制限が行われたケースもありました。

そのため、平時から、緊急用品の備蓄を進め、いつでも使える状態にしておくことが必要です。備蓄品の数量は、事務所に勤務している書記局員や職員の人数、会議時に災害が発生した場合の帰宅困難者などを想定しながら、地域の実情に合わせて可能なかぎり備蓄します(備蓄例:下記)。

また、資機材が常備されていても、いざという時に使えなければ意味がありません。 年に1度は訓練もかねて点検と取扱い方法の習熟に努めます。

緊急用品の備蓄例(あくまでも目安です)

※45,46pの東日本大震災の際の物的支援の例も参考にしてください。

食 料 (最低3日分)	生活用品	資機材			
飲料水	懐中電灯	<	<情報伝達・収集用>		
(目安は1日1人30)	簡易コンロ	メガホン	ラジオ	予備電池	
非常用食料	ガスボンベ		<初期消火用>		
(乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等)	ナベ等	消火器	バケツ	砂袋	
※火を通さなくても よいものを中心に	紙食器等	<人命救助用>			
	簡易トイレ	バール	のこぎり	つるはし	
	毛布	ヘルメット	強力ライト	スコップ	
	携帯カイロ	ペンチ	鉄線はさみ	ハンマー	
	雨具	ロープ	ジャッキ	安全靴	
	タオル	軍手	救急セット	マスク	
	携帯充電器		<避難支援用>		
	ポリタンク	ビニールシート	発電機		

※備蓄品は、年に1回程度は保存状態や個数などを確認します。

(5)災害ボランティア活動の登録運動

災害時の支援活動には、仮設住宅建設のほかにも、ガレキ等の撤去や救援物資の運搬や仕分け、避難所での炊き出しなど、様々な活動が必要とされます。

そうした時に備え、平時から、災害ボランティア活動に従事する意思のある組合員の募集と名簿の作成を各組合で進めていきます。当面、全国で1万人のボランティア登録運動を進めます(※登録申込書の参考例は61 p 参照)。

≪東日本大震災での対応・経験から≫ ※特に記載がない場合は震災年(2011年)のもの

〇(岩手)釜石市から棺作成を頼まれボランティアの協力もあって600棺を組み立てた。また仲間によっては山にあったユンボを動かし町へつながる道路のガレキの撤去作業を不眠不休で行った。

青年部(青森県連青年部と合同)が釜石市でボランティアを行い、消防屯所の修繕や県交通釜石営業所に待合用のイスを製作(9/11)。

- (宮城) 宮古で雇用促進住宅への引越し手伝いをボランティアで行う (4/3)。
- ○(福島)青年部が福島市内の避難所で炊き出し(すいとん、綿あめ。4/24)。
- 〇(北東青協)活動集会の参加者がボランティアで宮城県南三陸町農地にあるガレキ を撤去(2012.5/13)。
- 〇(千葉県連)旭市飯岡福祉センター&同市総務課にボランティア募集内容について 問い合わせをして、傘下組合へボランティアを募集する(3/15。翌16日にボラン ティアできる組合員がみつかり、17日に福祉センター等へ派遣できる旨を報告)。
- (千葉土建) 旭市ボランティアセンターへボランティア登録を申し入れる (3/16。 翌17日に旭地域復興支援隊を結成)。

3月下旬には、青年部・主婦の会・千葉支部が県庁で救援物資の受付・仕分けの ボランティアに参加。

自治労連千葉県本部との共同ボランティアで岩手県陸前高田支援隊を結成(4/29)。5/3に現地へ出発。

流山支部では被災地の幼稚園・保育園に贈る園児のイスを製作(5/14) し、5/16に現地に届ける。

- 〇(建設埼玉 南埼地本蓮田支部青年部)宮城県南三陸町の避難所の新築や漁師の休憩小屋建設のボランティアを実施。4回にわたり現地を訪問し、延べ10日、延べ77人が取り組む。
- 〇(埼玉土建)避難所の旧騎西高校で「子供向け木工教室ボランティア」を実施し 81人参加。
- (東京土建 青年部) 石巻でガレキ片付けのボランティア実施。
- 〇(神奈川県連 青年部)福島県二本松市にある仮設住宅で浪江町民を元気づけるべく、工作教室、綿あめ・ポップコーン、包丁とぎなどのボランティア活動を実施し 35人が参加。
- 〇(京都)本部執行委員会(4/1)で災害救援ボランティア派遣登録を始めることを確認する。遠方で活動条件も悪いことが予測されたことから「60歳未満」「重篤な既往症がない」人を原則とする。

(6) 組合員・家族の防災活動の意識・行動力を高める取り組み

1) 防災訓練の実施

災害が発生した時に、落ち着いて行動することはなかなか難しいものです。平時から災害を想定した防災訓練を通じて、いざという時に落ち着いて行動できるよう、訓練を積んでおくことが被害の減少にもつながります。

災害発生を想定して、組合独自の防災訓練や自治体・地域の消防団とも協力しながら避難誘導訓練や初期消火訓練などを定期的に実施(例:9/1「防災の日」)するとともに、緊急時の連絡体制や災害時の任務分担の確認を行い、防災活動の意識、行動力を高めます。

≪取り組み事例≫

(東京都世田谷区の建設団体)

東京都世田谷区内の建設団体が一丸となって世田谷区建設団体防災協議会(略称: 建防協)を1998年に結成。技術、技能をもつ建設産業従事者による一大社会貢献活動として、「安全、安心なまちづくり」をめざして日常的に防災活動に取り組む(母体組織の基礎人員は6千人超)。

現在の参加団体は12団体(全建総連関係の単組では、建設ユニオン世田谷支部・東京土建世田谷支部・東京建設世田谷支部が参加)で、1998年に世田谷区と災害協定を締結(人命救助、収容施設等の応急補修、応急仮設住宅建設など)、2009年には区内3消防署と災害時の相互応援について協定を締結、また渋谷労働基準監督署の協力を得て労働安全衛生大会を開催、区長との懇談会の開催など行政との協働を進める。

区主催の防災訓練や各地域の防災訓練にも参加し、訓練では倒壊家屋の人命救助救 出訓練などの実演や消防署の要請で訓練に使用する倒壊家屋の屋根部分のモデルの製 作、家具転倒防止金具のパネル展示、住宅用火災警報器の宣伝やパンフの配布などに も力を入れている。また水防訓練ではユニック車や人員の派遣、毎年100人規模で 防災シンポジウムを開催、耐震改修等の助成制度の拡充など行政・議会への定期的な 要望活動、入札参加のための経営事項審査に添付する建防協の加入証明書の発行な ど、協議会の活動は多岐に渡っている。

消防署と 連携して 水防訓練 (多摩川)



開会式



大型土嚢つくり



ヘリ救助

(茨城県連北茨城市建築職組合)

東日本大震災から1年後の2012年3月11日、北茨城市では震度6強の地震と津波を想定した防災訓練が行われ、この日の訓練のために北茨城市建築職組合は市から要請をうけて「災害用物置兼仮設トイレ」を建築。

これは市内の集会所や市の関連施設などの災害時避難場所10ヵ所に2350万円の予算で10棟建築するというもので、平時は災害用の飲料水や保存食、毛布などを保管し、災害時にはそれらを配布後、物置を4つに区切り仮設トイレとして使用できるという、市長の発案を組合が形にした取り組み。震災前から市のイベントや独居老人宅の営繕工事などに組合が力となり、市と協力関係を築きあげてきたなかで実現。震災後、組合長宅には「市役所から紹介された」と復旧・復興建築工事の依頼が多く寄せられるようになった。



仮設トイレとしても利用可能な物置

2) 救命講習の受講

災害時に倒壊家屋からの救出やケガ人の救護には、素早い行動が最も有効です。長時間にわたって内臓等を圧迫されていた場合、救出できても生存率はかなり低下してしまいます。呼吸・脈拍が停止してから2分以内であれば救命率は約90%、5分後では約25%にまで下がるとのデータもあります。現場に居合わせた人が、いち早く心肺蘇生を行うことが生命を救うためには大変重要となります。

応急手当や心肺蘇生法、AEDの操作などを会得し、万が一の時に大切な人を救えるよう、地方自治体や消防署、赤十字等が実施している救命講習を積極的に受講したり、組合の取り組みとして専門家を招いた救護訓練を実施します。

3) 防災マップ等を活用して地域の特性や危険性の理解を深めよう

各自治体では災害発生時の地域内の危険地域(建物の倒壊の危険度や揺れやすさの 危険度等)や防災施設、避難施設などを記した防災マップ(ハザードマップ)を作成 しています。また災害に関わる事務や業務について定めた地域防災計画も策定してい ます。

これらを平時から確認して地域の特性や危険性の理解を深めておくことで、災害時の避難における二次災害発生の防止、被害の低減にもつながります(※改訂されることがありますので定期的な確認が必要です)。

支部事務所には防災マップ等を常備し、組合員や家族に対して日常的な啓蒙活動を進めていきましょう。

また、防災パトロールを実施して、防災マップ等では把握しきれない災害時の危険 箇所(倒壊が予想されるブロック塀や自動販売機、道路を塞ぐ危険のある建築物等) を事前にチェックしておきましょう。

4) 災害時の心得(いざという時に、あわてないために)

①地震発生時の対応

経過時間	ポイント
地震発生	<最初の揺れは大きな1分間>
	●まず、身を守る 丈夫なテーブルや机の下などへ。慌てて外へ飛び出さない(落下物に よる思わぬケガを避ける)。身を隠せるものがない時は座布団やクッ ションなどで頭を守る。
	●すばやく火を消す危険が伴うので無理はしない。やけどに注意。
	●脱出口(避難口)を確保する ドアや窓を開ける。家がゆがむと開かなくなることがある。 *ブロック塀に囲まれた路地にいる場合は、ブロック塀から離れ、 揺れがおさまってから近くの公園や空き地へ避難。
	*エレベーターの中にいる場合は、閉じ込められる危険があるので 揺れを感じたら全ての階のボタンを押して停止した階で降りる。 閉じ込められた場合は、非常ボタンを押し続け救助を求める。

発生後 1 ~ 2 分	<揺れがおさまったら、まず火の始末> ●火元を確認する
	ガスの元栓やブレーカーを切る。火が出たら落ち着いて初期消火。
	●家族の安全を確保する
	倒れた家具の下敷きなどでケガをしていないか。
	●靴をはく
	室内に散乱したガラスの破片などから足を守る。 ※津波やがけ崩れのおそれがある地域はすぐ避難
発生後	<隣近所の安全確認 火災の発生を防ぐ>
3分	●隣近所に声をかける
	要援護者・ケガ人・行方不明者の確認、救出・救護。
	●近所に火が出ていたら初期消火 大声で知らせる。消火器を使う。バケツリレーをする(普段から風呂
	大声に知らせる。
	●余震に注意
発生後	<tv、ラジオなどで正しい情報を入手></tv、ラジオなどで正しい情報を入手>
5分	●正しい情報をつかむ
	地域の防災無線・防災放送やTV、ラジオ、インターネット等で情報
	を聞く。 ※事前に自治体の防災情報メールの配信登録をしておくと情報をメー
	ルで受信できる
	●家族の安否確認
	NTT「災害用伝言ダイヤル171」や携帯電話会社の「災害用伝言板」などで。
	●家屋倒壊などの危険があれば避難する
	避難する時はガス栓をしめブレーカーを落とす。
発生後	<協力して消火 救出・救護活動>
10分以降	●助け合いの心が大切
	近所の人で力を合わせて消火活動、救出・救護活動を行う。※必要に
	応じて119番通報。
	 ■緊急車両や避難所への移動経路を確保するため、 近所の倒壊建築物やガレキ等の撤去を可能な範囲で行う。
	●組合の安否確認への協力、支援活動への協力

②非常持ち出し品の整理、緊急用品の備蓄

自宅から避難しなければならない状況になった時のために、非常持ち出し品の準備をしておきましょう。必要最小限のものを両手が使えるリュック等などに入れて持ち出しやすい所に置いておきましょう。

(例) 貴重品(現金、小銭(つながりやすい公衆電話用に)、通帳、印鑑、免許証、保険証等)、非常食(乾パン、缶詰、栄養補助食品、ミネラルウォーター等)、防災用品(携帯用ラジオ、懐中電灯、電池)、応急医薬品(絆創膏、傷薬、包帯、消毒薬等)、生活用品(衣類、軍手、タオル、ティッシュ、雨具、缶切り、ライター等)

③家族で防災会議、減災対策

離れているときに災害にあうことを想定して、避難場所(集合場所)の確認、安否 連絡の方法などを話し合っておきましょう。

また、家の中の危険箇所(特に寝室、台所など)を点検するとともに、家具や家電 製品等の転倒防止対策を行っておきましょう。

□避難場所(集合場所)、避難ルートの確認

市町村が指定している地域の避難場所(学校や公民館、公園など)を事前に確認。また建物の倒壊や火災などを想定して複数の避難ルートを確認しておく。

□家族同士の安否連絡の方法

NTT「災害用伝言ダイヤル171」(※操作方法は62 p 参照)や携帯電話会社の「災害用伝言板」(※操作方法は各会社のホームページ等で確認してください)など、どの方法で安否を連絡し合うか事前に決めておく(登録の方法、使い方なども身につけておく)。

災害ボランティア登録申込書 (参考)

組合が取り組む災害ボランティア活動に登録をします。

	=	記入年月日	年	月	目
(ふりがな)		性別	男・		<u> </u>
氏 名		生年月日	年	月	目
住 所	⊤ -				
電話番号	自 宅 携 帯	()		
メールアドレス	(20	(携	帯・ F	C)
職種					
資格等	普通救命講習 その他(上級救命講習	赤十字救急	法講習)	3 1
常備しているもの (丸印で囲む)	バール ハンマー ビニールシート 排水ポンプ はし	ロープ	チェーンソー	 直機	
特記事項					
	組合の災害ボランティス			通常時	の連絡
	単組・支部名				
	登録番号				

【災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

	操作手順	伝言の録音		伝言の再生		_
1	171をダイヤル		171			
		[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番 号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。				
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	
2	録音または再生 を選ぶ。		3		4	通話料
		1	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダ イヤルして下さい。	2	[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダ イヤルして下さい。	通話料は発生しませ
	٠.		XXXX		XXXX	ませ
3	被災地の方の電話 番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電 イヤルして下さい。被災 イヤルして下さい。	話番号、または、連絡をI 地域以外の方は、連絡をI	・ 取りたい被災地の方の電記 取りたい被災地の方の電記	話番号を市外局番からダ 話番号を市外局番からダ	ん
		0	XXXX	XXXX	X	
		伝言ダイヤル	センタに接続しま	す。※1		
		「ガイダンス」 電話番号OXXXXXXXXX(、明字の「1」のあとシャー 号が誤りの場合、もうー	音証番号XXXX)の伝言を録 プを押して下さい。ダイ・ 度おかけ直し下さい。	音します。プッシュ式の賃 ヤル式の方はそのままお待	記話機をご利用の方は数 行ち下さい。尚、電話番	
		ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合	ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合	
		(ガイダンスが流れるま でお待ちください)	1#	(ガイダンスが流れる までお待ちください)	1#	
	ビッという音の後 30秒以内でお話下 お話が終わりまし	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。 ピッという音の後に、 30秒以内でお話下さい。 お話が終わりましたい。 電話をお切り下さい。	[ガイダンス] (ガランス] (ガランス) (ガラ	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝 えします。	[ガレス] デルス] デルルます。 デースから言字をの がはます。 が後にする。 が後にする。 が後にする。 が後にする。 が後にする。 が後にする。 がのでする。 がしまする。 がのでする。 がしまする。 がのでする。 がしまる。 がしまる。 がし。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がし	通話料が発生
	メッセージの再生	伝言の録音		伝宮の再生		生し
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を繰返します。 訂正される時は数字 の8の後シャープを	[ガイダンス] お伝えする伝言は以 上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以 上です。伝言を追加 して録音さる時は、 数字の3の後、 シャープを押して下 さい。	しま す ※2
			押して下さい。 録音した伝言内容を 確認する。		(ガイダンスが流れる までお待ちください)	
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。			[ガイダンス] お伝えする伝言は以上 です	
⑤	終了	自動で終話します。				

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、

「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)

memo

発行日

2013年3月9日

発 行



〒169-8650 東京都新宿区高田馬場 2-7-15 TEL03-3200-6221 URL:http://www.zenkensoren.org/ E-mail:soumubu@zenkensoren.org